



今回改正しようとした主な点は、商品券発行に關して必要な供託物の範圍を拡張することでありました。即ち、國債の市中手持高が不足して入手困難な現狀に鑑みまして、國債のほか金銭、地方債又は主務大臣の確實と認める社債若しくはこれに準ずる債券を供託物として認めようとするものであります。

なお、検査官吏の証券携帯に關する規定を設け、又経済の実情に適應するよう罰則を整備する等の改正をいたそうとするものであります。

次に国家公務員等の旅費に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

現行の国家公務員等の旅費に關する法律は、昨年四月制定されたものであります。その実施後の状況その他諸般の事情を勘案いたしました結果、旅行命令等に關する制度を簡素化し、日額旅費の支給対象となる旅行を明確にいたしますと共に、旅費の調整権に弾力性を付與すること等は、当面最も急を要する問題であるとの結論に到達いたしましたのであります。よつて政府はこの際これらの諸点につきまして所要の改正を行うため本法律案を提案いたしました次第であります。

次に本法律案の概要を御説明申し上げます。

第一に、現在、旅行命令は、旅行命令書等に記載の上発せられることとなつておりますが、過去の経験に徴しますと、この制度は事務的に複雑な手数を要する割合に実益に乏しいので、この際、事務簡素化の見地から、手続の簡単な旅行命令簿等の制度に改めることといたしました。

第二に、現行の規定では、日額旅費の支給対象となる旅行の範圍は、單に、各庁の長が大蔵大臣に協議して定めることとなつておりました。ややもすると各庁間に不均衡を生じやすく、延いては日額旅費制度の統一な運用上支障がありますので、先ずその旅行の性質を法定する等により日額旅費制度の統一を図ることといたしました。

第三に、現在、各庁の長に付與せられております旅費の調整権限は、不当に旅行の実費を超えた旅費を支給することとなる場合のみに限定せられておりますが、その範圍を拡張して通常必要としなない旅費を支給することとなる場合におきましても、適宜な調整を加えることができるように旅費の調整権に弾力性を與えることといたしました。

第四に、現行の規定によりまして、永年に亘り勤続した職員であつても、その者が普通退職した場合には、何らの旅費をも支給されないにもかかわらず、採用予定者又は條件附採用期間中に退職せられた者に対してのみは、赴任旅費又は帰任旅費を支給せられる建前となつておりました。兩者の間に著しい不均衡がありますので、この際權衡を図る意味合いにおいて、後者に對しても旅費を支給しないことといたしました。

第五に、その他若干法文の整備を図ることといたしました。

以上、本法律案の提案理由を御説明申し上げます。

次に農林漁業資金融通特別会計法案提出の理由を御説明申し上げます。

今回政府におきましては、農林漁業の生産力の維持増進を図るため、農林漁業者に対し、長期且つ低利の資金を融通する目的を以ちまして、別途今国会に農林漁業資金融通法案を提出いたしました。御審議を願つておるのであります。この農林漁業資金融通法を實施いたすことになりました場合には、一般會計と区分してその経理の状況を明確にいたしますため、新たに農林漁業資金融通特別会計を設けて経理することが適當と考えられますので、この法律案を提出した次第であります。

その内容の概略を御説明申し上げます。

その會計におきましては、一般會計及び米國対日援助見返資金特別會計からの繰入金に相當する金額を以て資本とし、その歳入歳出は、貸付金の償還金及び利子、一般會計及び米國対日援助見返資金特別會計からの繰入金、資金運用部からの借入金並びに附屬雑収入を以て歳入とし、貸付金、資金運用部からの借入金の償還金及び利子、事務取扱費その他の諸費を以てその歳出とすることとしております。又、この會計において、借入金の利子及び事務取扱費その他の諸費の支出諸額の毎會計年度末における合計額が、当該年度末における貸付金の利子及び附屬雑収入の收納諸額の合計額を超えないよう、この會計の経理の健全性を維持するため経費支出の制限をいたしております。これにより政府の行います農林漁業資金の貸付に關する経理の全体を明らかにし、併せてこの會計の予算及び決算の作成及び提出に關する手

続等特別會計に必要な事項を規定いたしました次第であります。

次に關稅定率法の一部を改正する法律案につきまして、提出の理由を御説明申し上げます。

今回、この法律を改正しようとした主目的は、国内的には、戦後の経済事情に對処して、關稅率を合理化すると共に、國際的には、我が國が「關稅及び貿易に關する一般協定（即ち「GATT」）及び「國際貿易機關（即ち「ITO」）等の國際協定に、いつでも参加できる態勢を整えて置くためであります。

改正の主要な点は、次の四点であります。

先ず第一の点は、戦後我が國の通貨の價值が著しく下落したことに伴ひまして、従量稅率は殆んどその意味を失つた半面、從價百パーセントの高率ないやし品關稅が依然として存在しているなど、極めて不合理な体系になつておりますので、これを是正いたしました。從價稅率に統一することにいたしました。

第二の点は、「GATT」並びに「ITO」に表明されております關稅障壁引下げの國際的動向に即応し、内外の産業及び貿易事情を考慮して、從價稅率を最高五割から最低五分までの間に於いて、妥當と認められる稅率といたしました。

第三の点は、我が國が天與の資源に恵まれず、人口が過剰である点を考慮して、重要産業の維持育成による雇用の増加を図ると共に、輸出、加工貿易を保護振興するため、輸入原材料は、無稅又は低率の課稅とすることといたしました。

第四の点は、我が國の農業の特殊性を考慮いたしまして、これを保護するため、輸入主要食糧に對して適當な關稅率を設けましたが、一面、國民生活安定の絕對的要請をも考え、海外の市價が高騰する場合は、国内における凶作等の場合と同様に關稅を減免することといたしました。

その他、課稅價格の決定につきまして詳細な規定を設け、内外の輸入業者等に關稅額算定の基準を明らかにし、又不當廉売品の關稅につきましても、國際慣行に合致するように、規定の改正をいたそうとするものであります。

次に旧軍用財産の貸付及び讓渡の特例等に關する法律の一部を改正する法律案提出の理由を御説明申し上げます。

先ず第一に、旧軍用財産を時價に比し減額した對価で讓渡することができ期間は、現行法では昭和二十六年六月三十日まででございますが、これを更に三年延長すると共に、その減額し得る割合の限度を現行の二割から四割に引上げ、且つ、その減額した對価が社会事業施設の用に供する場合及び学校教育法第九十八條に規定するいわゆる旧制學校の設置者が当該學校の用に供する場合にも減額した對価で讓渡することができるといたしました。

第二に、前條の減額讓渡をすることができるときは、該當する場合に於いては、本年三月三十一日現在貸付けているものに限り、時價の五割以内において減額した對価で貸付けることができるようにいたしました。

第三に、旧軍用財産又は物納財産を

譲渡した場合における譲受人の売拂代金の延納期間を延長し、現行の三年を五年に改めると共に、現行法では財産税法及び戦時補償特別措置法による物納財産の場合に限られておりますが、これを拡張して所得税法及び相続税法による物納財産の場合にも延納の特約をすることができるといたしました。

第四に、現行法では国の学校の用に供する目的を以て、地方公共団体により無償で国の用に供せられた財産を、国がその用に供しないときは、これを当該地方公共団体に無償で返還しなければならぬこととなつておりますが、これを拡張して学校以外の教育施設についても適用することといたしました。

次に国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改正に関する法律案を提案いたしました理由について御説明申し上げます。

御承知のように公務員の給与は本年一月以降その水準が改定されたのでありますが、昭和二十五年十二月三十一日以前に退職した共済組合の年金受給者の年金の額は、従前の給与水準に基準として算定することとなつておりますので、これを新給与水準まで引上げんとするものであります。以下簡単にこの法律案の要旨を御説明申し上げます。

先ず年金の改定は、昭和二十六年一月分以降従前の年金算定の基礎となつた俸給を、公務員の新給与の基準に引直して計算することといたし、又国家公務員共済組合法施行以前の公務に起因する年金についても同様に増額することといたしました。

次のこの法律案の実施に必要な費用、即ち既給年金者に対する年金額の引上げにより増加する費用は、国、地方公共団体又は公社がそれぞれ負担することにいたしました。

次に不正保有物資等特別措置特別会計法等を廃止する法律案提出の理由を御説明申し上げます。

従来、不正保有物資及び過剰物資については、国が直接に買取、売拂を行つて明瞭にする経理を一般会計と区別して明瞭に行うために不正保有物資等特別措置特別会計を設置し経理すると共に、これらの物資を政府が譲り受ける場合には、当該物資の性質に鑑み、その対価を登録国債で決済するため、不正保有物資等の対価を登録国債で決済することに關する法律が制定せられ、これにより買取が行われて参つたのであります。

今回これらの物資の処理の進捗状況に鑑みまして、不正保有物資等特別措置特別会計法及び不正保有物資等の対価を登録国債で決済することに関する法律の二法律を廃止することとしたし、それに伴つて所要の経過規定を併せ規定しようとするものであります。

次に郵便貯金特別会計法案提出の理由を御説明申し上げます。

郵便貯金につきましては、従来、郵政事業特別会計において経理いたして参つたのでありますが、本国会におきまして別途御審議を願つております資金運用部資金法の制定に伴ひまして、資金運用部資金の大宗であります郵便貯金の事業につきまして、その健全な経営を図ると共に、その経理を明確にいたしますため、新たに特別会計を設

置して経理する必要を認めましたので、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に本法律案の内容の概略を申し上げます。第一に、郵便貯金事業の経理は、前に述べましたように本会計において行ふこととなるわけですが、その業務は従来通り郵政事業特別会計において行ふことといたします関係上、業務の取扱に關する諸費及び業務に必要な営繕費は、郵政事業特別会計の歳出として支出することとし、その財源につきましては、本会計から郵政事業特別会計に繰入れて経理することといたそうとする点であります。

第二に、この会計の歳入歳出につきましては、資金運用部預託金の利子、借入金及び附属雑収入を以てその歳入とし、郵便貯金の利子、郵政事業特別会計への繰入金、一時借入金の利子、借入金の償還金及び利子並びに附属諸費を以てその歳出とすることとした点であります。

第三点は、この会計において、郵便貯金の利子の支拂上、一時、現金に不足を来たしました場合には、郵便貯金の受入金を当該年度内に限り繰替使用することができるとする点であります。

第四点は、この会計におきましては、当分の間、毎会計年度の歳入が不足することが予測されますので、その歳入不足を補填するため、当該年度において、予算の定めるところにより、一般会計からこの会計に繰入金をすることとができるとする点であります。後日この会計の財政状況が豊かになりました場合には、この会計から当該繰入金に相当する金額を、予算の定めるところに

より、一般会計に繰戻すことにいたそうとする点であります。

以上、本法律案の主要な点について概略申述べましたが、その他予算及び決算の作成及び提出等、この特別会計の経理に必要な規定を設けると共に、この法律の制定に伴つて郵政事業特別会計法及び郵政省設置法の一部を改正する必要があるもので、これらを附則で規定しようとした次第であります。

最後に会計法の一部を改正する法律案の提出の理由を御説明申し上げます。

供託金等、国が保管する現金につきましては、従来大蔵省預金部に預入れおつたのでありますが、今回別途御審議をお願いいたしております資金運用部資金法案が施行になりますと、国の保管する現金は国庫の保管金として取扱ひ、資金運用部に預託しないことになりまして、その利子の支拂につきましては国が日本銀行に取扱ひせることといたしますと共に、その利子の支拂に必要な資金を同行に交付することとができるようにいたしまして、利子支拂事務の円滑を図ろうとするものであります。

以上の理由によりまして、この法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ、御審議の上速かに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(小澤一君) 国民金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、国民金融公庫の理事最上君並びに銀行局の特殊金融課長飯田君、それから国民金融公庫の樋田光男君が見えておりますから、この際国民金融公庫法の一部改正法律につきまして、委員諸君の御質問をお願いしたいと思います。

○松永義雄君 このたび国民金融庫に對して融資額の増額されることは非常に結構なことでございますが、併し実際の需要額は遙かにそれを上廻つておるのであります。中小商工業者その他の勤勞的經營者の要求額は非常に多いのであります。それでその額は恐らく現在においても二百億圓くらいの需要額があるかと存じておりますが、実情はどのくらいの要求になつておりますか。一つその点を……

○説明員(樋田光男君) 国民金融公庫に對する資金需要は、その中で私どもでやつております普通貸付、いわゆる生業資金というものが、それから引揚者、戦災者、未亡人、軍人遺家族等に對する更生資金貸付と、二通りあるのでございます。生業資金のほう、これがまあ普通中小企業等に對する小口の需要資金を供給いたしておるわけでありまして、一昨年の公布になりましてから、大変な資金の需要でございます。毎月殖えて来るような状況と申してよろしいかと思ひます。何分経済の状況がいろいろデフレ、或いはインフレとか、動きますことに、こういった方面における資金の需要が殖えるのは当然であります。最近の状況から見ますと、大体表向き私どもの窓口に全国に三十の店を持つておりますが、お越しになりまして申込まれるかたは、年に引直して見ますと、まあ大体百八十億から二百億圓くらいになるのじやないかと思ひます。こんなふうに見当がついております。

○松永義雄君 ところが、只今御説明のあつたように出張所というが、事業所というものが極めて少数で、今のままで果して例へば群馬県なら群馬県、

或いは滋賀県なら滋賀県といった全国  
的の地方的の府県におきまして、その  
事務所が十分の活動ができるほどに行  
渡つておるか。その数においてな  
お不足するところがあつて、もつと  
しどし事業所を殖やして行かなければ  
ならないのじやないか。現在需要額は  
現在の事務所、出張所程度から見られ  
たものであつて、そうした事務所、出  
張所に申込んで来る額だけだと存する  
のであります。若しこれ以上出張所な  
り、事務所を殖やして、数を増して行  
つたなら、それだけ国民金融庫とい  
う觀念が一般にしみ込んで来るだろ  
う、すでに存在しているそうした方面  
の需要額に加えて、更にこうした金融  
機関もあるかということに気が付い  
て、それじやおれも申込んで見るか  
といったような需要が出て来るのでは  
ないかと思ふわけでありまして。現在の  
態程度において、出張所なり、事業所  
のあるもので十分に金融庫の目指し  
ておる生産資金という目的を十分達  
し得られるかどうか、その点につい  
て……。

○説明員(柳田光男君) 只今お尋ねの  
ありました通り、現在私どもの店は本  
支所合せまして全国に三十カ所と相成  
つております。これは法律によりまし  
て、東京、福岡、北海道を除きまし  
ては各府県に店を十カ所ずつしか置け  
ないことになつておりますが、一昨年公  
庫になりましたときに、全国に店が二  
十しかございませんでした。二十五年  
度中に十カ所殖やしまして、二十六年  
度には更に新しく八カ所を殖やす、  
二十六年度末には三十八カ所というこ  
とになるのであります。法律で認め  
られました最大限度政府といたしまし

て四十九カ所と相成るわけでありま  
す。ところが只今お話にございました  
ように、各府県に一つずつというのが  
原則になつております。従ひまして、  
どうしても所在地のかたが比較的に  
便宜と申しますか、この公庫を御活用  
できる立場にいらつしやる、多少離れ  
た地方にいらつしやる、多少離れ  
てしまつては、これは第一に人手の関  
係が中心でございまして、これ又予  
算で現在七百七十人、来年度になりま  
して九百二十人増員になりますから、  
そういった程度の職員しか予算上認め  
て頂けない関係もありまして、大変恐  
縮なものであります。手廻りかねる  
のであります。そういった場合で、実  
は地方のほうにサービスがでないとい  
うことをかねて残念に思つて来た  
ところでありまして、それを補うため  
に信用組合、或いは小口の会社、これ  
は全国で四百四十二の代理所を以ちま  
して、代理貸付制度の貸付によつて、  
これを補つて参るようになつて折角努  
力して参りましたのであります。や  
はりこれも人手を通じますという関  
係、その他の関係からしまして十分な  
効果と申しますか、成績を挙げるに至  
つておりませんことは、本質的には、  
又根本には又その資金量が足りない  
という点もあるものであります。全国  
と申しますところ、同様に皆さんのため  
に成績を挙げて行くという点までには  
至りませんことを大変残念に思ひ、恥  
かしく思つておるわけでありまして。  
できる限りそういった点、万遍なく行  
渡りますように、かねて努力はいたし  
ておるのであります。どうぞ御了承願  
いいたすのであります。

○松永義雄君 今のお願ひしたこ  
と、政府委員の御答弁なかつたこと  
は、積極的に進んで行かなければなら  
んという点にありますが、ところが現  
在の事情の下においても幾多の欠陥が  
あつて、十分に資金が行渡らないとい  
う事情になつていくかと存するので  
あります。例へば聞くところによります  
と、無論貸出ということについては慢  
然できないことであつて、一々これは  
調査を要することだと思ふのであり  
ますが、それにつけて調査費というの  
が非常に少いというか、一人当り一日調  
査して歩く調査費、交通費というか何  
と言いますか、八十円そこ／＼ぐら  
いの極めて僅少な額で十分の調査がで  
きない。折角こういふ人では貸してあ  
げたいと思つても調査ができないし、調  
査する費用が極めて少いためにその意  
に副うことができないというやうな状  
態であるのです。そういう事情になつ  
ておるのでしようか。それは一体どう  
いうふうな改正して行つたらいいの  
か、そういう点について御意見を伺  
いたいと思ひます。

○説明員(柳田光男君) 只今お尋ねの  
点、大変恐縮に存するのであります  
が、私も公庫の職員は法律によりま  
して全部国家公務員、一般の国家公務  
員でございまして。従ひまして調査員が  
実地調査に連日出かけておるのであり  
ますが、これが旅費の規則に拘束され  
まして、大体日帰りのところは八十円  
というところにこれはきまつておりま  
す。従つてその範囲内においていたす  
のであります。大体東京等の場合を  
考へて見ますという、まあ往復の電  
車賃がこれで大体六件ぐらゐは調  
査に廻れる程度しかできないやうな状  
況と申上げてよろしいかと思ひます。

でき得べくんば、或いは遠隔地に廻  
り、或いはその調査の能率を挙げます  
ためには、いろいろ交通機関の活用  
もいたさねばなりませんので、その他  
いろいろな出費も必要かと思ふのであ  
りますが、一応現在のところではこの  
旅費関係におきまして、公務員である  
という関係、その予算関係におきま  
してきましました八十円の範囲内であ  
るやうな得ない。ただ、くれ／＼も  
申上げたいのでありますが、そういう  
た関係から手を抜くことがないか、調  
査に當つて不十分になることはないか  
というふうなことは、私もその局に  
當るものといひまして十分にお互に  
に戒め合ひまして、その全能率を挙げ  
て十分な調査ができるように、その範  
囲内で最大限度の効果を挙げることに  
常々留意し合つていたしておるのであ  
ります。大体一応そういうことに御了  
承願ひしたいと思ひます。

○松永義雄君 この金融機関の組織の  
点であります。この点はむしろ大蔵  
大臣に御質問いたしたほうがいいと思  
ひますが、一応我々の考え方を申上げ  
て、一つ金融庫の努力をお願いいた  
思ふのであります。それは學者も言つ  
ております通りに、大きな資本家とか  
或いは工場というものは、市中銀行を  
通じて金融の途が開かれておる。こ  
ろが中小と申しますか、いわゆる中小  
以下の低利資金というものは、日本銀  
行の中小企業の枠があるとか言つてお  
ります。いろいろの特別なものができ  
まして、金融の途が開いておるのであ  
りますけれども、併し市中銀行の預金  
というものは、大部分が大きな経営者  
のほうに廻つておる。そこへ持つて行  
つて預金部の金というやうなもの、

これも金融債であつたとかいつたよう  
な工合で、国の金融庫の狙つておる  
層というものの對する金融の途とい  
うものが極めて細いのであります。こ  
うした層の保護育成と言ひますか、金  
融面における保護育成の途は、どうし  
たつてこれは国家が強力に臨んで行か  
なければならぬ筋だと思ふのであり  
ます。然るに只今お話しのように、一  
日の旅費が僅か八十円そこ／＼しか  
ない。而もそういった層の需要額は非  
常に大きい。又大きいはずである、こ  
ろがそういうものが満たされない。と  
いうやうなことは金融政策において  
を得ないものがあるのではないかと  
思ふのであります。これはいろいろの  
点から国民金融庫というものの立場を  
活かし、そうして十分活用できるや  
うに方法を講じなければならぬと思  
ふのであります。その第一が、まあ極  
めて卑近な一日の旅費までも僅か八十  
円。それでは駄目じやないか。更に申上  
げて見たいことは、国家で保護しなけ  
ばならぬのでありますけれども、併し  
国民金融庫と言へば、これも言葉は  
悪いかも知れませんが、やはり商売の  
途であると存するので、そこに從事し  
てゐる人の十分に活躍し得る途が講  
じられていなければならぬ。まあ国  
家公務員という点もありません。ま  
あ、例へば輸出銀行の行員と言ひま  
すか、従業員が割合に多大の手当を受け  
てゐる様子であります。それと使命を  
同じくしてゐる金融機関である国民金  
庫においては公務員という、同じ公務  
員であつても少し立場が違つて来る。  
国家公務員と言われておるために手  
当が非常に少い。こういう人たちに  
たゞ徒らに我々がそういう国民金融

庫の従業員に對しておもねるのではないのでありまして、十分に活躍して、そうして十分に金融の途を占めて頂くためには、そういう人たちの手当というものを考えて行かなければならぬと思うのであります。一体現状の下において旅費も足りない、恐らく給與にも食いついて行くというようなことでは、十分に金融の途が開かれていゝとは言えないと思ふのであります。一体そういう国民金融公庫の事に従事しておるかたの手当をどういふふうにお考えになりますか。

○説明員(楠田光男君) 私からお答えするのはどうかと思ふのであります。が、只今のお話非常に感慨深く拜聴いたしましたのであります。御承知のように法律上国家公務員ということになっておりますので、この国民金融公庫は御承知のように一昨年の六月、元の庶民金融及び恩給金融を統合いたしました国民金融公庫と相成つたのであります。それと同時に従来は純粹の民間機関でございましたが、国家公務員ということになつたのであります。私どもが一般国民大衆に對しまして、私どもの全能力を挙げましてサービスいたすそのパブリック・サービスとしての職務を盡すという点においては、まさしく国家公務員で、法律上国家公務員とされましようともされなくともそのつもりであります。又そのつもりでやっておりますのであります。ただ給與の点になりますという、まあ同じく金融の仕事に従事して見ますと、他の金融機関と比較して見ますと、現誠にお恥かしい次第でありまして、現状どんなことであるかという事は、簡単に申しますと、大体先般公務員全

体の給與ベースのお引上げが実行されたのでありますけれども、一般の銀行等に比較して見ますれば、恐らくまあ半分見当というところではないかと存ぜられます。ただ公務員ではあります

が、法律にありますが通則特殊の仕事をしていてあります関係から、特別に俸給総額の一割を超えない範囲内で特別の手当を支給することができるといふ明文がございまして、人事院等ともよく御相談いたしました結果、その範囲内におきまして、大体その見当の特別手当を出しておりますが、現在公庫職員全体の平均の給與ベースが一万四百円、これは公務員全体のベースから比較いたしますと、若干多いことになりましても現在は平均三十二歳であります。たしか二歳乃至三歳、全体の公務員よりは多いはずであります。又特殊の仕事をしていただきます関係上、教育の係と申しますか、出身学校等を比較して見ましても、大学卒業者が全体の約四割近くいるという関係がありまして、これも全体の平均から比較しますと、倍以上の職員費が要することになるような次第であります。従つて一万四百円というのは、公務員としても全体として平均がとれていゝつたようなどころにあるわけでありまして。これを一般の金融機関と比較して見ますと、どうも実情は先ほど申し上げましたように大体半分見当ではなからうか。ただ私どもは只今のお話大変有難く拜聴いたしましたのでありますが、給與が低いからといって現在私どもに課せられている仕事、それを蔑ろにする、そういうことは毛頭ございませぬ。朝から晩まで全く粉砕粉砕身やつておりますこ

とをお認め願ひたい。それだけはお願ひいたしました次第であります。

○松永義雄君 もう一点、私は大蔵大臣の出席を特別にお願いしたいと思つておりますが、おいでにならないので遺憾に存じますが、とにかく預金部の金にしても貧乏人の血と汗の結晶を長期の貸出しに向けられる。大体は我々勤労階級の簡易保険なり、貯金なりから入る預金部の金をこつた国民金融公庫というふうな方面に向けられないといふことは非常に遺憾に思つていゝのであります。国民金融公庫は政府出資であります。国家においても極力資金を増加しなければならぬと同時に、預金部方面からでも融通してもらふ。更にこの頃やかましく東京銀行の金融債のごとき、これも極めて自由に許されてゐる。然るに国民金融公庫といふようなものについてはこれは認められない。私は最近の大蔵大臣のやり口については、一言にして言へば資本蓄積だとか、大きな企業とか、大きな商人を保護することに汲々として、中以下の階級に對しては全く忘れていゝるかのとき態度である。而も中以下の階級が資本を蓄積しておらんかといへば十分にしていゝるのであります。その金を一部の大きなほうに廻して……この間も勸銀の總裁の公聴会でお話もあつたように、資本蓄積は結構だけれども、資本蓄積に汲々として、その結果いゝ述べられたのであります。が、税制改革は根本的にやらなければならぬという御意見もあつた。私も極めて同感で、一軒の家で親父だけが金儲けして家財産が溜つたところで、女房や子供がみじめな生活をしていゝは、決して一家は円満に治まるもので

はない。国家も同様であります。金を溜める、それを溜めることに汲々として、そうしてそれを一部の階級のために傾ける。そうして大部分がその生計に苦しまなければならぬ。これは政治の目標を、本末顛倒したものであると思う。政治というものは国民全部が、その生活を安定して楽しく生きて行くためにいゝのであつて、それを犠牲にして一部の階級のために資本蓄積したり、そこに政治の目標を立てるべきではないと思ふ。その点について私は政府の施策に非常な不満を持つていゝ。差当つてここにこつた国民金融公庫という機関があるのですから、それを活かして、そうして十分に需要額もあるの、それを満足する程度に政府の出資を殖やす。我々といつたしましては、せめても百五十億圓ぐらゐまで増加しなければならぬと考えております。一つ国民金融公庫のかたぐ、大蔵省のかたぐも大蔵大臣にお伝え願ひまして、十分にこつた生業資金によつて生活を営んでおるものに対して広く深く施設を施められんことを切望いたして……これを大蔵大臣にお伝え願ひたいと思ひます。一つ、希望を述べまして、私の質問を終りたいと思ひます。

○野澤勝君 楠田さんにお聞きして置きますが、今あなたの方から示された資料によると、大口貸付、更生資金貸付の外貌がわかつたのであります。が、大体小口貸付のほうは今のところ最低はどのくらい、最高はどのくらいといふことをここで一つ御答弁を願ひたいと思ひます。

○説明員(楠田光男君) 小口貸付の現況を申し上げますと、金額であります

が、これは業務案内書で最高限がきめてございまして、個人一人の場合、普通五万円、特別の場合十万円、十万円が最高になります。連帯になりますと、普通五十万円、特別百万円になります。最高百万円というところになつております。現実の状況を見ますと、或いは二万、三万の非常に小口な資金で以て仕事を始められたり、又なすつておられるかたもございまして、或いは相當の法人ございまして百万といふのを御入用なかつたもございまして、全体の平均をとつて見ますと、大体八、九万円というところが全体の平均になります。が、個人だけをとつて見ますと、まあ七万円ぐらゐ、七万円切れましたようか。それから法人、連帯関係をとつて見ますと、まあ二十四、五万円といふところが平均の金額になつております。

○野澤勝君 先ほど松永さんから國民金融公庫の性格についてその目的を達成するように鞭撻の御意見があつたのですが、その点同感でございまして、この表によつて見ますと、勿論貸付規定というものがあつたから、その貸付規定に準拠して貸付けるのだと思ひますが、長野県などは相當のこれに對する希望があるわけでありまして、ところがこの表によつて見ますと、どうも噂が事実になつて現われたように思ふのです。と申すのは、長野県なんかは随分小口貸付に對して要望しておる。ところがこの表を見ると、この大きな大県が小口貸付において百八十件、その金額が一千六百七十八万円といふ全国でも最小な貸付額になつておるわけですね。これはどういふ根拠でこつたふうになつておるのですか。

事実県民から言われると、国民金融公庫などあつても何の役にも立たない。小口の貸付などは容易でないといふことを言われておるのですが、私はその不可解なる言葉がこの表によつて具体化したように思ふのですが、こういう点はどういうように一体あなたのほうでは考へるのか。

○説明員(榎田光男君) 毎四半期ごとに資金計画、事業計画を国民金融審議会という、これは法律上は大蔵省の諮問機関であります。その審議会の議を経て四半期ごとの資金の配分、資金の使用等について一応おきめを頂くのであります。大体先ほども申し上げましたように、極めて資金の量が少いのであります。これを全国にどう配分するかというのにはいつも頭を悩まされる次第であります。大体から申しまして、銀行の状況或いは中小企業の賦存の状況或いは具体的な申込の状況、それからそこにおきます私ども支所なり代理店なりの処理能力、いろいろなことを噛み合せて一応決定して資金の配分をいたすようなわけでありまして、必ずしも機械的には行つておらぬのであります。どうしていろいろの点から見て、大都市のほうが大変に需要が多くなるような傾きがないでもない。それから只今のお話の長野県の場合でございますが、これが又非常に大きな県でありまして、私どもの本当の仕事の上から見

ますと、例えば南信地方の松本あたりにもう一つ店ができれば非常にスムーズに行く、こういうふうな存するのではありませんが、いろいろの関係、先ほども申しましたようなことで、長野県には一つしか置けないという関係から、長野市に今店がございまして、その店も実は昨年の十月から仕事を始めました。それ以前は関係からいたしまして、従来は店がなかったというふうな関係もあつて、長野の而も北信地方に大体私どもの、何と申しますか、お役に立つ機会がめぐり合せて来たというふうな状況になつてゐるのであります。それから、只今のところそういう関係からできる限りの勉強はいたしてあります。が、まだ金額的には十分に御期待に届くところまでは行けないのであります。今後はできるだけ逐次これを伸ばして行くことにつきましては、この上とも努力をいたしたいと思つております。

○野溝勝君 榎田さんにお聞きするのですが、それは余り理論的根拠にはならぬと思ふのです。と申しますのは、あなた表を一つ見て下さい。そういう地域的なことを言うなら、福島県を御覧願ひたいと思ひます。福島県のごときにおいては長野県の七倍からやつておるのです。これも一行です、福島にあるだけです。だからあなたの言うような地域的なことから言つて、それは理論的根拠としては余りにも脆弱です。だからそういうことで私はあなた

から御答弁を聞こうとはいはしません。それよりは率直に審議会が、そういう資金の配布についてどうしても不可解な点があるならば、それはあなたに総裁なんですから、むしろそういう点についてはこれはちよつとおかしいじゃないか、もう一回再検討してくれとかというのをしなければ、それは総裁としての親切が足りないと思ひます。そういう点であなたも率直に今後改めるべきかどうかということさえお聞きすれば、私はそれ以上の質問はいたしません。

○説明員(榎田光男君) 計数のことは、今詳しく手許に持つておりません。からちよつと遺憾なものであります。が、おつしやる通り、私もできる限り現在でも、例えば福島県のことなどもございしましたが、大体福島県の比例はとつてあるように私は考へておるのですが、そういう点が不行届の点があります。れば、この上とも気を付けて、よくいたしますことについてはあらゆる努力を拂いますから、どうぞその点は御了承願ひたいと思ひます。

○野溝勝君 この表は違つておるので

○説明員(榎田光男君) 私の手許に今ありますのが十二月末の数字なんです。ありますが、福島支所でありまして、貸付残高が十二月で三千万円でありまして、それから長野の支所になりますと、三千八百万円になつております。

表を私どものほうへくれたのですか。こういう不親切なことをされては困るね。小口貸付のほうですよ。ちよつとお伺ひしますがね。この資料はそれじや間違つておるのですか。それでは改めて一つ資料を御提出願ひたいと思ひます。委員長、資料の再提出を要求して私の質問を打ち切ります。

○委員長(小串清一君) 野溝君の御質問はそれでわかりました。

○説明員(最上孝敬君) 只今の問題、何か今数字が違つてゐるか知れませんが、なおよく調べて御返事いたしますが、ここに持つております資料のうちで、十二月中の貸付金額がございまして、長野県が十二月中は百二十五件でございますから、恐らくその数は余りに一カ年四月以降といたしましては少な過ぎると思ひますので、何か間違つてゐると思ひます。

○野溝勝君 どうぞお願いいたします。

○委員長(小串清一君) 本日はこの程度で散会いたします。

午後零時十三分散会

出席者は左の通り。

- |     |        |
|-----|--------|
| 委員長 | 小串 清一君 |
| 理事  | 大矢半次郎君 |
| 委員  | 黒田 英雄君 |
|     | 佐多 忠隆君 |
|     | 野溝 勝君  |
|     | 松永 義雄君 |
|     | 小宮山常吉君 |

- 政府委員 西川甚五郎君
- 大蔵政務次官
- 事務局側
- |      |        |
|------|--------|
| 常任委員 | 木村常次郎君 |
| 会専門員 | 小田 正義君 |
| 常任委員 | 小田 正義君 |
| 会専門員 | 小田 正義君 |

- 説明員
- |      |        |
|------|--------|
| 国民金融 | 榎田 光男君 |
| 公庫総裁 | 最上 孝敬君 |
| 国民金融 | 最上 孝敬君 |
| 公庫理事 | 最上 孝敬君 |

- 二月二十四日本委員会に左の事件を付託された
- 一、ソーダ用原料塩輸入確保に関する請願(第六六五号)
  - 一、たばこ事業の民営移管反対に関する請願(第六七三号)
  - 一、コーヒの輸入税軽減等に関する請願(第六七四号)
  - 一、豪雪地方の減税に関する請願(五通(第六八六号))
  - 一、工業用輸入ミシンの輸入関税減免に関する請願(第六八八号)
  - 一、彫刻の物品税軽減に関する請願(第七〇一号)
  - 一、たばこ事業の民営移管反対に関する陳情(第一三九号)
  - 一、民間資本蓄積促進のための租税政策に関する陳情(第一四〇号)
  - 一、鳥取県日野上村生山に山陰合同

銀行支店設置の陳情(第一五四号)

一、アリコール添加による果実酒実現の陳情(第一五七号)

一、徴税整理期の中小企業金融対策に関する陳情(第一六〇号)

第六六五号 昭和二十六年二月十日

受理

ソーダ用原料塩輸入確保に関する請願  
請願者 東京都千代田区霞ヶ関三ノ四日本化学工業協会内  
池田龜三郎外九名

紹介議員 小野 義夫君

昨年末における米国の非常事態宣言を契機として各国の重要物資獲得競争による船腹のひっ迫は、わが国の塩輸入を一段と困難にしているのに加えて戦前最大の輸入源である中国よりの輸入と絶によりわが国ソーダ工業が重大な危機に直面しているから(一)外貨資金の確保、(二)新供給地よりの輸入増強、(三)移入決済方法の改善、(四)輸送船腹の確保等の措置を講ぜられたとの請願。

第六七三号 昭和二十六年二月十日

受理

たばこ事業の民営移管反対に関する請願  
請願者 福岡市砂見六八〇ノ一日  
本専売公社福岡地方局内  
福岡県糸島郡たばこ耕作  
組合連合会長 中村隆介

紹介議員 野田 俊作君

最近たばこ事業の民営移管が伝えられているが、もしこれが実現すると、(一)国庫収入が確保できない、(二)葉たばこ産地を混乱させる、(三)葉たばこのやみ取引が横行する、(四)たばこの質向上ができない等わが国の産業経済に重大な影響を與えるから、たばこ事業の民営移管を取り止められたいとの請願。

第六七四号 昭和二十六年二月十日

受理

コーヒーの輸入税軽減等に関する請願  
請願者 東京都港区芝田村町一九  
全国珈琲協会内鈴木辰雄  
外九名

紹介議員 小宮山常吉君

コーヒーは、国民生活の必需品であり、大衆の愛好する日常飲料である。またコーヒーの生産地はわが国にとつて重要な輸出相手国であるから、両国間の円滑な交易流通を図るため、コーヒーの輸入税を最低限に引き下げられたい。なお昨年夏から正式輸入によつて日常生活の必需品となつて現、コーヒーの物品税をすみやかに撤廃せられたいとの請願。

第六八六号 昭和二十六年二月十二日

受理

豪雪地方の減税に関する請願(五通)  
請願者 新潟県南魚沼郡中之島  
村大字小木六第一〇

六 田村直一郎外一万二千三十六名

紹介議員 下條 恭兵君

豪雪地帯における住民は、約半歳の間雪害に悩まされて文字通り寝食に近しい非生産的生活を続けているため、全般的に経済力の衰弱を招いている現状であるから、豪雪地帯の住民に対し減税の措置を講ぜられたいとの請願。

第六八八号 昭和二十六年二月十二日

受理

工業用輸入ミシンの輸入関税減免に関する請願  
請願者 東京都中央区日本橋本町三ノ九日本縫製工業  
協議会内 河井明外七名

紹介議員 野田 卯一君 加藤 武徳君

今般政府においては、工業用ミシンの輸入について二十パーセントの輸入関税を課する案を国会に提出の予定と聞か、もし本案が実現されれば、大部分を外国製ミシンに依存しているわが国縫製品工業界にとつて重大なる脅威となるから、ミシンの従価制による輸入関税制度の決定を延期するか、減免の措置を講ぜられたいとの請願。

第七〇一号 昭和二十六年二月十三日

受理

彫刻の物品税軽減に関する請願  
請願者 奈良市鍋屋町一七日本  
彫刻家連盟内 竹林薫

紹介議員 新谷寅三郎君 堀越 儀郎君 駒井 藤平君 高橋 道男君

わが国の彫刻は、世界美術史上重要な地位を占めており、ことに美術木彫は日本特有の技術として最近外人間に賞讃されている。しかるに美術木彫は生産課税を受けているため、製作者に大きな負担を與えているから、物品税法中書画の分野に彫刻を入れるが、または置物、室内裝飾物より美術木彫を除くか適当な改正を実施せられたいとの請願。

第一三九号 昭和二十六年二月十三日

受理

たばこ事業の民営移管反対に関する陳情  
陳情者 秋田県平鹿郡栄村栄村たばこ耕作組合内 堀江泰蔵

たばこ事業が民営になるとたばこ耕作農民の受ける脅威は真に深刻なものであるばかりでなく、国民経済上にも、また国家再建上にも及ぼす影響が大きいから、たばこ事業の民営移管は取り止められたいとの陳情。

第一四〇号 昭和二十六年二月十三日

受理

民間資本蓄積促進のための租税政策に関する陳情  
陳情者 東京都千代田区丸ノ内三ノ一四東京商工会議所会頭 高橋龍太郎

日本経済の力を飛躍に発展させるためには、民間資本の急速な充実が必要で

あるから、企業の内部蓄積を阻害している法人の積立金に対する二パーセント課税を廃止すること、税法上の固定資産耐用年数を実情に即するように改訂短縮するとともに、陳腐化資産の特別償却を大巾にみとめ合理的な減価償却を行わしめること、および預貯金等貯蓄の増大を図るため、所得税の預金利子に対する源泉選損課税制度および無記名預金利度を復活すること等の措置をとられたいとの陳情。

第一五四号 昭和二十六年二月十四日

受理

鳥取県日野上村生山に山陰合同銀行支店設置の陳情  
陳情者 鳥取県日野郡日野上村  
長 三森千八外一名

鳥取県日野上村生山は、伯備線生山駅を中心として貨物の取扱高は伯備線中第一位を占め地方産業上極めて重要な地である。しかるに伝えられるところによれば、現在の山陰合同銀行根内支店生山出張所が今回廃止する由であるが、これは地方産業発展を阻害するものであるから、むしろ諸在の諸所を支店に昇格認可せられたいとの陳情。

第一五七号 昭和二十六年二月十五日

受理

アルコール添加による果実酒実現の陳情  
陳情者 東京都議会議長 石原永  
明外九名

広く愛好されているが、これを原料とした果実酒が保健致酔飲料であることはいうまでもないが、今日これが一般人のし好に過ぎないのはその醸造工程において完全な、つ、酵を行つために果実中に含まれている糖分を残すことが許されないためであり、これが製造の工程中適量のアルコール添加が許され適量の甘味を残すことができるならば、その用途は洋々たるものがあり、またわが国食糧問題の解決にこう獻するところ大であるから、果実酒実現について格段の配慮をせられたいとの陳情。

第一六〇号 昭和二十六年二月十五日受理

徵稅整理期の中小企業金融対策に関する陳情

陳情者 東京都議會議長 石原永明 外九名

朝鮮動乱以來特需の増加、輸出の進展等により経済界は活況を呈しつつあるとはいへ、大多数の中小企業者は自己資本の蓄積に乏しく優秀な技術や經驗を有しながら依然として経営難の状態にあり特にこの二月、三月の徵稅整理期に面して憂慮される状況にあるから、業界の金融難打開のために、(一)中小都市に中小企業金融特別店舗の設置、(二)日本銀行の中小企業金融關係特別わく融資限度の引上げ、(三)預金部資金の中小金融専門金融機關への預託増額等の措置を講ぜられたいとの陳情。

二月二十六日本委員会に左の事件を付託された。

一、所得稅法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月九日)

一、法人稅法の一部を改正する法律案(同)

一、通行稅法の一部を改正する法律案(同)

一、登録稅法の一部を改正する法律案(同)

一、相続稅法の一部を改正する法律案(同)

一、印紙稅法の一部を改正する法律案(同)

一、骨牌稅法の一部を改正する法律案(同)

一、國民金融公庫法の一部を改正する法律案(同)

一、開拓者金融通特別會計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案(同)

一、租稅特別措置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十日)

同日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、商品券取締法の一部を改正する法律案

商品券取締法の一部を改正する法律案

商品券取締法の一部を改正する法律

商品券取締法(昭和七年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「國債」を「金銭、國債、地方債又ハ主務大臣ニ於テ確實ト認ムル社債若ハ之ニ準ズル債券」に改める。

第五條に次の二項を加える。

当該官吏前項ノ検査ヲ為ストキハ其ノ身分ヲ証スル証票ヲ示スベシ

第一項ノ検査ノ權限ハ犯罪捜査ノ為認メラレタルモノト之ヲ解スルコトヲ得ズ

第六條中「千円」を「五万円」に改める。

第七條中「三百円」を「三万円」に改める。

#### 附則

この法律は、公布の日から施行する。

二月二十八日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、國家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

國家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

國家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

國家公務員等の旅費に関する法律

(昭和二十五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第一号中「各省大臣」の下に「經濟安定本部總裁、」を加える。

第三條第六項中、「第四項」を削り、同條第七項中「及び第四項から前項まで」を、「第四項及び第五項」に改め、同條第八項中「及び第四項から第六項まで」を、「第四項及び第五項」に改め、同條第四項を削り、同條第五項を同條第四項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

第四條第一項第一号中「又は第五項」を削り、同條第四項を次のように改める。

4 旅行命令權者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に當該旅行に関する事項を記載し、これを當該旅行者に提示してしなければならない。但し、旅行命令簿等に當該旅費に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができ。

5 旅行命令權者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけすみやかに旅行命令簿等に當該旅行に関する事項を記載し、これを當該旅行者に提示しなければならない。

行者に提示しなければならない。同條第六項中「旅行命令書等」を「旅行命令簿等」に改める。

第六條第十四項を次のように改める。

14 内國旅行のうち第二十六條第一項に規定する旅行については、第一項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。

第十四條を次のように改める。

第十四條 削除

第十五條中「第五項又は第六項」を「第四項又は第五項」に改める。

第二十五條第一項第一号ハ中「相當する額」を相當する額。但し、六歳未満の者を二人以上随伴するときハ、これを一人とみなしてその移轉の際における職員相當の鐵道賃の二分の一に相當する金額を加算する。」に改める。

第二十六條を次のように改める。

(日額旅費)

第二十六條 第六條第一項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、左に掲げる旅行のうち當該旅行の性質上日額旅費を支給することを適當と認めて大蔵大臣が指定するものとする。

一 測量、調査、土木營繕工事、巡察その他これらに類する目的のための旅行

二 長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行

の旅行

三 前二号に掲げる旅行を除く外、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張

2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、各庁の長が大蔵大臣に協議して定める。但し、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第六條第一項に掲げる旅費の額についてこの法律で定める基準をこえることができない。

第二十八條第一項第二号中「船賃」を「鉄道賃、船賃」に改める。

第四十六條第一項を次のように改める。

各庁の長は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情に因り又は当該旅行の性質上この法律又は旅費に関する他の法律の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としな

い旅費を支給することとなる場合において、その実費をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

同條第二項中「旅費の全部又は一部を支給しないこととする場合」を「同項の規定により旅費を支給しないこととする場合」に改める。

第四十七條第二項を削る。

附則第四項中「死亡手当の定額」の下に「(着後手当及び扶養親族移転料

の額の計算の基礎とするこれらの旅費の定額を含む。)」を加える。

附則第八項を次のように改める。

8 外国旅行については、当該旅行の期間とその旅行開始直前十日間の準備期間とを通じた期間が二會計年度にわたる場合の旅費は、当分の間、当該二會計年度のうち前會計年度の歳出予算から概算で支出することができる。

#### 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の国家公務員等の旅費に関する法律の規定は、昭和二十六年四月一日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。但し、改正後の同法附則第八項の規定は、この法律施行の日以後に出発する旅行から適用する。

三月一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、農林漁業資金融通特別会計法案  
一、関税定率法の一部を改正する法律案

農林漁業資金融通特別会計法案

農林漁業資金融通特別会計法

(設置)

第一條 農林漁業資金融通法(昭和二十六年法律第 号。以下「法」と

いう。)による貸付に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(管理)  
第二條 この会計は、農林大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

(資本)

第三條 この会計においては、第四條第一項に規定する一般会計及び米国対日援助見返資金特別会計からの繰入金に相当する金額をもつて資本とする。

(歳入及び歳出)

第四條 この会計においては、貸付金の償還金及び利子、一般会計及び米国対日援助見返資金特別会計からの繰入金、第十二條の規定による借入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金、同條の規定による借入金の償還金及び利子、事務取扱費その他の諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する一般会計及び米国対日援助見返資金特別会計からの繰入金、この会計の資本に充てるため、予算の定めるところにより、この会計に繰り入れるものとする。

(歳入歳出予算計算書の作製及び送付)  
第五條 農林大臣は、毎會計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を

作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予算計算書には、左の書類を添付しなければならない。

一 前前年度の貸借対照表及び損益計算書

二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

三 前年度及び当該年度の貸付計画表

(歳入歳出予算の区分)

第六條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第七條 内閣は、毎會計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第五條第一項に規定する歳入歳出予算計算書及び同條第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(利益の処分)

第八條 この会計において、毎會計年度の損益計算上利益を生じたときは、政令で定めるところにより、これを一般会計に繰り入れなければならない。

(剰余金の繰入)

第九條 この会計において、毎會計年度の決算上剰余金を生じたとき

は、当該剰余金(当該年度において、前條の規定により一般会計に繰り入れなければならない額があるときは、その額を控除したものを)翌年度の歳入に繰り入れなければならない。

(歳入歳出決定計算書の作製及び送付)  
第十條 農林大臣は、毎會計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十一條 内閣は、毎會計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前條第一項に規定する歳入歳出決定計算書並びに同條第二項に規定する当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(借入金)

第十二條 この会計において貸付金を支弁するため必要があるときは、第三條に規定する資本の額の範囲内で予算をもつて定める額を

限度として、この会計の負担において、資金運用部から借入金をする事ができる。

(借入金の借入及び償還等の事務)  
第十三條 前條の規定による借入金の借入及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。

(国債整理基金特別会計への繰入)  
第十四條 第十二條の規定による借入金の償還金及び利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(経費支出の制限)

第十五條 この会計において、第十二條の規定による借入金の利子及び事務取扱費その他の諸費を支出するには、毎会計年度末におけるこれらの経費の支出済額の合計額が当該年度末における貸付金の利子及び附属雑収入の収納済額の合計額をこえないようにしなければならない。

(余裕金の預託)

第十六條 この会計において、支拂上現金に余裕があるときは、資金運用部に預託することができる。

(資金交付)

第十七條 政府は、法第五條第一項の規定により金融機関に対し貸付に関する業務を委託した場合においては、当該金融機関に対し貸付に必要な資金を交付することができる。

(支出未済額の繰越)

第十八條 この会計において、支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 農林大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法案第三十四号)第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(実施規定)

第十九條 この法律の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、法施行の日から施行する。

2 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第七條第十三号の三を同條第十三号の四とし、同條第十三号の二の次に次の一号を加える。

十三の三 農林漁業資金融通特別会計の経理を行うこと。

3 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計

等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一條中「国営競馬特別会計、」の下に「農林漁業資金融通特別会計、」を加える。

関稅定率法の一部を改正する法律案

関稅定率法の一部を改正する法律案

關稅定率法(明治四十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二條を次のように改める。

第二條 從價稅品ノ課稅價格ハ其ノ物品ノ輸出ノ際ニ當該物品又ハ同種ノ物品ガ輸出ニ於テ通常ノ卸取引ノ量及方法ニ依リ販賣セラルル價格(輸出ニ際シ免除又ハ拂戻ヲ受クベキ内國消費稅ノ額ヲ除ク)ニ輸出港ニ於ケル船積込ノ通常ノ費用(課徵金ヲ課セラルル場合ニ於テハ其ノ課徵金ヲ含ム)並ニ本邦輸入港ニ至ル迄ノ運賃及保險料ヲ加ヘタル價格トス  
輸入申告書ニ添付セラレタル仕入書其ノ他ノ書類ニ依リ前項ノ課稅價格ヲ決定スルコトヲ得ル場合ニ於テハ此等ノ書類ニ依リ同項ノ課稅價格ヲ決定ス  
輸入申告書ニ仕入書其ノ他ノ書類ヲ添付セザルトキ又ハ此等ノ書類

ニ記載セラレタル事實が真実ト認ムルコト能ハザルトキ其ノ他此等ノ書類ニ依リ難キ事由アリト認メラルトキハ最近ニ輸入港ニ到着シタル同種又ハ類似ノ物品ノ前項ニ依リ課稅價格ニ基キ第一項ノ課稅價格ヲ決定ス  
輸入港ニ到着ノ時ヨリ輸入ノ時迄ノ期間長期ニ亘リタル物品ニシテ其ノ物品ノ價格當該期間中ニ著シク變動シ第二項ニ依リ課稅價格ヲ決定スルコト著シク不適当ト認めラルルトキ亦前項ニ同ジ

前各項ノ規定ニ依リ其ノ物品ノ課稅價格ヲ決定スルコト能ハザルトキハ同種又ハ類似ノ物品ノ国内ニ於ケル卸売價格ヨリ輸入稅其ノ他ノ課徵金及輸入港ヨリ卸売市場ニ至ル迄ノ費用ヲ控除シタルモノヲ以テ課稅價格トス  
第三條、第四條及び第五條中「勅令」を政令に改める。

第五條ノ二第一項を次のように改める。  
第五條ノ二 不當廉売品ノ輸入又ハ輸入品ノ不當廉売ニ因リ本邦ニ於ケル産業ガ危害ヲ被リタル旨又ハ被ル虞アル旨ノ申出アリタル場合ニ於テ政府必要ナル調査ヲ為シ不當廉売ノ事業ヲ確認シ且當該産業ヲ保護スル為必要アリト認めムルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ當該物品ヲ指定シ之ニ對シ期間ヲ定メ當

該物品ノ正當價格ニ對スル關稅ヲ課スルト共ニ正當價格ト當該物品ノ不當廉売價格トノ差額ニ相當スル額ノ關稅ヲ併セ課スルコトヲ得  
同條第二項中「前項ノ規定ニ準ジ」を「同項ノ規定ニ準ジ」に、「附加關稅」を「同項ノ關稅ノ合計額ヨリ當該物品ニ付既ニ納付セラレタル關稅ノ額ヲ控除シタル額ニ相當スル關稅」に改め、同條第三項中「附加」を削る。

第六條を次のように改める。  
第六條 米、粳、大麦、小麦又ハ小麦粉ニ付左ノ各号ノ一ニ該當スル事由アルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ當該物品ヲ指定シ之ニ對シ期間ヲ定メ其ノ輸入稅ヲ低減又ハ免除ス  
一 米、粳、大麦、小麦又ハ小麦粉ノ第二條第一項ノ課稅價格ニ輸入稅及卸売市場ニ至ル迄ノ費用ヲ加算シタルモノガ一般ニ國産ノ同物品ノ国内卸売價格ヨリ高價ナルトキ  
二 凶作又ハ天災、事變其ノ他緊急ノ場合ニ於テ必要アルトキ  
第七條中第四号を次のように改める。  
四 削除  
同條中第十号を次のように改める。

十 国又ハ地方公共団体ノ経営スル学校、博物館、物品陳列所、研究所等ノ施設及政令ヲ以テ指定シタル私立ノ此等ニ準ズベキ施設ニ陳列スル標本若ハ参考品ニシテ大蔵大臣ノ認許シタルモノ又ハ學術研究者ハ教育ノ為此等ノ施設ニ寄贈セラレタル物品同條第十二号を次のように改める。

十二 国ノ専売品ニシテ政府又ハ日本専売公社ノ輸入ニ係ルモノ同條第十二号ノ二を削る。

同條第十四号中「旅客ノ身分ニ相当スルモノ」を本人ノ使用スルモノに改める。

同條第十六号を次のように改める。

十六 引越ノ際本人又ハ其ノ家族ノ用品、職業上必要ナル器具其ノ他通常且相応ノ家財道具但シ既ニ使用セラレタルモノニ限ル同條第十七号但書を次のように改める。

但シ第八條ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品及第九條第一項ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除又ハ拂戻ヲ受ケタル物品ヲ原料トシテ製造シタル物品ヲ除ク

同條第十八号中「命令」を「政令」に改める。

同條第十九号中「水産物及」の下に「当該船舶内ニ於テ製造シタル」を加え、「ニシテ工程ノ簡單ナルモノ」を削る。

同條第二十二号中「本邦ヨリ出港シタル船舶の下に」又ハ「航空機」を加え、「該船舶難破シタル」を「該船舶又ハ航空機事故アリタル」に改め、同号但書を次のように改める。

但シ第八條ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品並ニ第九條第一項ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除又ハ拂戻ヲ受ケタル物品ヲ原料トシテ製造シタル物品ヲ除ク

同條第二十三号を次のように改める。

二十三 削除

同條第二十四号を次のように改める。

二十四 航空機ノ発着又ハ航行ノ安全ノ為必要ナル機械及其ノ部分品ニシテ政令ヲ以テ指定シタルモノ並ニ外国航行ノ航空機ニ航空機用又ハ修繕用ノ為引渡ス物品

第八條第一号、第二号及び第二号ノ二中「命令」を「政令」に改める。

第九條第一項中「命令」を「政令」に改め、同條第二項を次のように改める。

り、同條第三項の次に次の四項を加える。

第一項及第二項ニ規定スル製造品ノ製造ニハ輸入原料品ト同種ノ原料品ヲ混用スルコトヲ得ズ但シ予メ税関長ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一項及第二項ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル原料品ヲ以テスル製造ハ税関長ノ承認ヲ受ケタル製造工場ニ於テ之ヲ為スコトヲ要ス

左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ免除ヲ受ケタル輸入税ヲ追徴ス但シ第一号及第二号ノ場合ニ於テ其ノ期間内ニ輸入原料品又ハ其ノ製品ガ天災其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ亡失シタルコトニ付税関長ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 第一項ノ輸入原料品ヲ他ノ用途ニ供シタルトキ又ハ政令ノ定ケタル場合ノ外其ノ製品ヲ輸出以外ノ目的ニ供シ若ハ当該原料品輸入ノ日ヨリ二年以内ニ輸出セザルトキ

二 第二項ノ輸入原料品ヲ他ノ用途ニ供シタルトキ又ハ当該原料品輸入ノ日ヨリ一年以内ニ其ノ製造ヲ終ヘザルトキ

三 第四項又ハ前項ノ規定ニ違反シタルトキ

第五條ノ二第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ追徴スル輸入税ニ付之ヲ準用ス

第十條を次のように改める。

第十條 船舶ノ建造又ハ修繕ニ使用スル鉄鋼材、機件、機件、機件部分品、機件又ハ機件部分品ニシテ政令ヲ以テ指定シタルモノ及新規ノ發明ニ係ル此等ノ物品又ハ本邦ニ於テ製作困難ナル此等ノ物品ニシテ大蔵大臣ノ認許シタルモノニハ輸入税ヲ免除ス

前項ニ規定スル物品ヲ使用シテ船舶ノ建造又ハ修繕ヲ為サントスル者ハ其ノ物品ノ輸入免許前ニ其ノ物品ノ種類及数量、当該船舶ノ種類（修繕ノ場合ニ在リテハ特定シタル船舶ノ修繕ノトキニ限ル）、建造又ハ修繕ヲ完了スベキ期日其ノ他ノ政令ヲ以テ定ムル事項ニ付税関長ノ承認ヲ受ケベシ

左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ第一項ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ノ輸入免許ヲ取消シ又ハ輸入税ヲ追徴ス但シ政令ノ定ムル所ニ依リ税関長ノ許可ヲ受ケタルトキ又ハ天災其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ亡失シタルコトニ付税関長ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 前項ノ承認ヲ受ケタル物品ヲ当該船舶ノ建造ニ使用セザルトキ

二 前項ノ承認ヲ受ケタル竣工期日迄ニ当該船舶ノ建造ヲ終ヘザルトキ

三 前項ノ承認ヲ受ケタル修繕ヲ完了スベキ期日迄ニ修繕ニ使用スベキ物品ヲ其ノ使用ニ供セザルトキ

第五條ノ二第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ追徴スル輸入税ニ付之ヲ準用ス

三 前項ノ承認ヲ受ケタル修繕ヲ完了スベキ期日迄ニ修繕ニ使用スベキ物品ヲ其ノ使用ニ供セザルトキ

第五條ノ二第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ追徴スル輸入税ニ付之ヲ準用ス

第十一條第一号を次のように改める。

一 阿片其ノ他ノ麻薬及阿片吸煙具但シ政府ノ輸入スルモノ及政府ノ認許ヲ得テ輸入スルモノヲ除ク

本則中第十二條の次に次の一條を加える。

第十三條 大蔵大臣ノ諮問ニ応ジ本法ノ別表ノ改正、関税法第一條但書ノ協定ニ関スル事項其ノ他ノ関税率ニ関スル重要ナル事項ヲ調査審議スル為関税率審議會ヲ置ク

関税率審議會ハ関税率ニ関スル事項ニ付大蔵大臣ニ建議スルコトヲ得

関税率審議會ハ大蔵大臣及委員四十五人以上ヲ以テ之ヲ組織ス

委員ハ関係各庁ノ職員及学識経験アル者ノ中ヨリ大蔵大臣之ヲ任命シ其ノ任期ハ二年トス

大蔵大臣ハ会長トシテ会務ヲ總理ス

委員ハ非常勤トス

前四項ニ規定スルモノノ外審議會ノ組織及運営ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

別表を次のように改める。

一

一

一

別表

輸入税表

税率は、すべて従価税率とする。

| 番 号  | 品 名                       | 税 率  |
|------|---------------------------|------|
| 一〇一  | 第一類 植物及び動物(生活力を有するものに限る。) | 無税   |
| 一〇二  | 栽培用又は接木用の植物、枝、幹、莖及び根      | 無税   |
| 一〇三  | 一 酵母                      | 一割   |
| 一〇四  | 二 その他                     | 無税   |
| 一〇五  | 馬                         | 無税   |
| 一〇六  | 牛                         | 無税   |
| 一〇七  | めん羊                       | 無税   |
| 一〇八  | やぎ                        | 無税   |
| 一〇九  | 豚                         | 無税   |
| 一〇一〇 | 家きん類                      | 無税   |
| 一〇一一 | 魚介類                       | 無税   |
| 一〇一二 | 一 一種用の魚介及び魚卵              | 無税   |
| 一〇一三 | 二 その他                     | 一割   |
| 一〇一四 | みつばち                      | 無税   |
| 一〇一五 | 蚕種                        | 無税   |
| 一〇一六 | 動物(別号に掲げるものを除く。)          | 二割   |
| 一〇一七 | 第二類 穀物、穀粉、でん粉類及び種         | 一割五分 |
| 一〇一八 | 米及びもみ                     | 一割五分 |
| 一〇一九 | 大麦                        | 一割   |
| 一〇二〇 | パールバーレー                   | 一割五分 |
| 一〇二一 | 麦芽                        | 一割五分 |
| 一〇二二 | 小麦                        | 一割   |
| 一〇二三 | オート                       | 一割   |
| 一〇二四 | あわ、きび及びひえ                 | 五分   |
| 一〇二五 | 一 あわ                      | 五分   |
| 一〇二六 | 二 その他                     | 無税   |
| 一〇二七 | こりやん                      | 五分   |
| 一〇二八 | とうもろこし                    | 五分   |
| 一〇二九 | そば                        | 五分   |
| 一〇三〇 | 豆類                        | 一割   |
| 一〇三一 | 一 大豆、あずき、そら豆及びえんどう        | 無税   |
| 一〇三二 | 二 緑豆                      | 無税   |
| 一〇三三 | 三 落花生                     | 無税   |

|     |                                                                                            |      |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 二二二 | 甲 から付のもの                                                                                   | 一割   |
| 二二三 | 乙 その他                                                                                      | 一割   |
| 二二四 | 四 その他(医薬用のものを除く。)                                                                          | 一割   |
| 二二五 | 穀粉及びでん粉類                                                                                   | 一割   |
| 二二六 | 一 小麦粉                                                                                      | 二割五分 |
| 二二七 | 二 オートミール及びコーンミール                                                                           | 二割五分 |
| 二二八 | 三 タピオカ、マニオカ及びサゴ                                                                            | 二割五分 |
| 二二九 | 四 コーンスターチ                                                                                  | 二割五分 |
| 二三〇 | 五 その他                                                                                      | 二割五分 |
| 二三一 | ごまの種                                                                                       | 無税   |
| 二三二 | えごまの種                                                                                      | 無税   |
| 二三三 | 菜種及びからし菜の種                                                                                 | 五分   |
| 二三四 | 亜麻の種                                                                                       | 無税   |
| 二三五 | 大麻の種                                                                                       | 無税   |
| 二三六 | ひまの種                                                                                       | 無税   |
| 二三七 | 綿の種                                                                                        | 無税   |
| 二三八 | 桐の種                                                                                        | 無税   |
| 二三九 | 採油用の種(別号に掲げるものを除く。)                                                                        | 無税   |
| 二四〇 | アイボリーナット、ドームナットその他これらに類するボタン                                                               | 無税   |
| 二四一 | 製造用ナット                                                                                     | 無税   |
| 二四二 | インディアアラバー樹、ガタバーチャ樹、木藍及びてん菜の種                                                               | 無税   |
| 二四三 | クロバーその他牧草の種                                                                                | 無税   |
| 二四四 | 穀物及び種(医薬用のもの及び別号に掲げるものを除く。)                                                                | 一割五分 |
| 二四五 | 第三類 飲食物及びたばこ                                                                               | 一割五分 |
| 二四六 | 1 この類において「かん詰、びん詰又はつぼ詰のもの」とは、かん、びん又はつぼに入れたもので、容器ともの一個の重量が十キログラムをこえないものをいう。                 |      |
| 二四七 | 2 この類においてかん詰、びん詰及びつぼ詰には、気密でないものを含む。                                                        |      |
| 二四八 | 3 この類において「アルコール」とは、攝氏十五度において原容量中に含まれる純アルコール(攝氏十五度における比重が〇・七九四七のアルコールをいう)の容量の原容量に対する百分比をいう。 |      |
| 二四九 | 野菜、海藻(食用に適するものに限る。)、果実及びナット                                                                | 三割五分 |
| 二五〇 | 一 砂糖、糖みつ、糖水又ははちみつを加えたもの                                                                    | 三割五分 |
| 二五一 | 二 その他                                                                                      | 二割五分 |
| 二五二 | 甲 かん詰、びん詰又はつぼ詰のもの                                                                          | 二割五分 |
| 二五三 | 乙 その他                                                                                      | 一割   |
| 二五四 | イ 野菜及び海藻                                                                                   | 一割   |
| 二五五 | イの一 生のもの                                                                                   | 一割   |

|     |                                     |      |
|-----|-------------------------------------|------|
| 三〇二 | イの二 その他                             | 一割五分 |
| 三〇三 | ロ その他                               | 二割   |
| 三〇四 | やしの実                                | 無税   |
| 三〇五 | 茶                                   | 三割五分 |
| 三〇六 | マリーテその他の茶の代用物                       | 三割五分 |
| 三〇七 | コーヒー                                | 三割五分 |
|     | チコリーその他のコーヒーの代用物                    | 三割五分 |
|     | ココア(砂糖を加えたものを除く。)                   | 二割   |
|     | 一 ココア豆                              | 三割五分 |
| 三〇八 | 二 その他                               | 二割   |
| 三〇九 | 胡椒                                  | 二割   |
| 三一一 | カレー                                 | 二割   |
|     | マスタード                               | 二割   |
|     | 砂糖                                  | 二割   |
|     | 一 しょう糖の重量が全重量の百分の九十八をこえないもの(車糖を除く。) | 一割   |
|     | 二 その他                               | 二割   |
| 三一二 | 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖その他これらに類するもの             | 二割五分 |
| 三二三 | 糖みつ                                 | 二割五分 |
|     | 一 糖分をしょう糖として計算した重量が全重量の百分の六十をこえないもの | 一割   |
|     | 二 その他                               | 二割   |
| 三二四 | ぶどう糖、麦芽糖及びあめ                        | 二割五分 |
| 三二五 | はちみつ                                | 三割   |
| 三二六 | 菓子                                  | 三割五分 |
| 三二七 | ジャム、フルーツゼリー類                        | 三割   |
| 三二八 | ビスケット(砂糖を加えたものを除く。)                 | 三割   |
| 三二九 | マカロニー、パームゼリーその他各種のめん類               | 三割   |
| 三三〇 | 果じゅう及び糖水                            | 三割五分 |
|     | 一 果じゅう(砂糖を加えたものに限る。)                | 三割五分 |
|     | 二 その他                               | 三割   |
| 三三一 | ソース                                 | 二割五分 |
| 三三二 | 食酢                                  | 二割五分 |
| 三三三 | 鳥獣肉類                                | 二割五分 |
|     | 一 生のもの                              | 一割   |
|     | 二 かん詰、びん詰又はつぼ詰のもの                   | 二割五分 |
|     | 三 ハム、ベーコン及びソーセージ                    | 二割五分 |
|     | 四 塩鯨                                | 一割   |

|     |                                 |        |
|-----|---------------------------------|--------|
| 三三四 | 五 その他                           | 一割五分   |
|     | 魚介類                             | 一割     |
|     | 一 生のもの                          | 二割五分   |
|     | 二 かん詰、びん詰又はつぼ詰のもの               | 二割五分   |
|     | 甲 いわしの油漬                        | 二割     |
|     | 乙 その他                           | 一割     |
|     | 三 塩魚及び乾魚(單に蒸し、又は焼いたものを含む。)      | 一割五分   |
|     | 四 その他                           | 三割五分   |
| 三三五 | バター、人造バター及びギー                   | 三割五分   |
| 三三六 | チーズ                             | 三割五分   |
| 三三七 | コンデンスミルク(粉乳を含む。)                | 三割五分   |
| 三三八 | インフアントフード                       | 三割     |
| 三三九 | 肉エキス                            | 三割     |
| 三三〇 | ペプトン、ソマトーゼ、ヘモグロビンその他のこれらに類する    | 三割     |
|     | 滋養食料                            | 三割     |
|     | 一 ペプトン                          | 一割     |
|     | 二 その他                           | 二割五分   |
| 三三一 | 生の鳥卵(ふ化用のものを含む。)                | 二割     |
| 三三二 | 鳥卵液及び鳥卵粉                        | 二割     |
|     | 一 卵黄粉                           | 一割     |
|     | 二 卵白粉                           | 五分     |
|     | 三 その他                           | 二割     |
| 三三三 | アルコールを含まない飲料のもと(固形、でい、状又は液状のものに | 三割     |
|     | 限るものとし、砂糖を含むもの及び別号に掲げるものを除く。)   | 三割五分   |
| 三三四 | 鉱水、ソーダ水その他の砂糖又はアルコールを含まない飲料     | 五割     |
| 三三五 | 清酒(合成清酒を含む。)                    | 五割     |
| 三三六 | ビール                             | 五割     |
| 三三七 | ぶどう酒(ポート、シエリー、ベルモット、マデラ、マルサラ、   | 五割     |
|     | サンラフェエル等を含む。)                   | 五割     |
| 三三八 | でアルコール分が二十四度をこえないもの             | 五割     |
| 三三九 | シヤンパンその他のスパークリングワイン             | 五割     |
| 三三〇 | 酒類(別号に掲げるものを除く。)                | 五割     |
| 三四一 | 塩                               | 無税     |
|     | 飲食物(別号に掲げるものを除く。)               | 三割五分   |
|     | 一 砂糖を加えたもの                      | 二割五分   |
|     | 二 その他                           | 三十五割五分 |
| 三四二 | たばこ                             | 三十五割五分 |

|     |                                                                                              |                      |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 四〇一 | 第四類 皮、毛、骨、角、齒、甲ら、貝がら類及びこれらの製品<br>毛皮<br>一 めん、羊皮及びやぎ皮<br>甲 なめした物<br>乙 その他<br>二 その他             | 四割<br>無税<br>四割<br>無税 |
| 四〇二 | 毛皮製品(別号に掲げるものを除く。)                                                                           | 五割                   |
| 四〇三 | 皮類(別号に掲げるものを除く。)                                                                             | 無税                   |
| 四〇四 | 革類<br>一 牛革、水牛革、馬革、豚革、めん、羊革及びやぎ革<br>甲 エナメル革その他のこれに類する塗装を施したもの<br>乙 染めたもの又は着色したもの(ローラーレザーを除く。) | 三割<br>三割<br>二割       |
|     | 丙 その他<br>イ ローラーレザー<br>ロ その他<br>二 かもしか革(模造かもしか革を含む。)                                          | 一割<br>一割五分<br>二割五分   |
|     | 三 わに革<br>四 とかげ革<br>五 くず革<br>六 その他                                                            | 二割五分<br>一割<br>一割五分   |
| 四〇五 | 革製品(別号に掲げるものを除く。)                                                                            | 一割五分                 |
|     | 一 機械用のベルト、ホース、パッキング及びビツカー                                                                    | 一割                   |
|     | 二 帽子用裏革                                                                                      | 一割                   |
|     | 三 その他<br>甲 貴金属、貴金属をめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象げ又はべつ甲を用いたもの<br>乙 その他                               | 五割<br>三割五分<br>無税     |
| 四〇六 | 獸毛(別号に掲げるものを除く。)                                                                             | 無税                   |
| 四〇七 | 羽毛                                                                                           | 四割                   |
|     | 一 裝飾用のもの                                                                                     | 一割五分                 |
|     | 二 その他                                                                                        | 無税                   |
| 四〇八 | 羽毛皮                                                                                          | 無税                   |
| 四〇九 | 羽毛製品及び羽毛皮製品(別号に掲げるものを除く。)                                                                    | 五割                   |
| 四一〇 | クイルブリッスル及びボンブリッスル                                                                            | 無税                   |
| 四一一 | 獸骨及びオセイン(医薬用のものを除く。)                                                                         | 無税                   |
| 四一二 | きば                                                                                           | 無税                   |
| 四一三 | きばの製品(別号に掲げるものを除く。)                                                                          | 五割                   |

|     |                                                                                                                             |      |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 四一四 | 獸角(医薬用のものを除く。)                                                                                                              | 無税   |
| 四一五 | ひずめ                                                                                                                         | 無税   |
| 四一六 | 獸筋                                                                                                                          | 無税   |
| 四一七 | ガット(テニスラケット及びバドミントンラケット用のものに限る。)                                                                                            | 一割五分 |
| 四一八 | ブラッダー                                                                                                                       | 無税   |
| 四一九 | 貝がら                                                                                                                         | 無税   |
| 四二〇 | べつ甲                                                                                                                         | 無税   |
| 四二一 | べつ甲製品(別号に掲げるものを除く。)                                                                                                         | 五割   |
| 四二二 | さんご                                                                                                                         | 二割   |
| 四二三 | さんご製品(別号に掲げるものを除く。)                                                                                                         | 五割   |
| 四二四 | 真珠                                                                                                                          | 一割   |
| 四二五 | 海綿                                                                                                                          | 一割   |
| 四二六 | 毛、骨、角、齒、甲ら、貝がらその他これらに類するもの(医薬用のもの及び別号に掲げるものを除く。)                                                                            | 無税   |
| 四二七 | 皮、毛、骨、角、齒、甲ら、貝がらその他これらに類するものの製品(別号に掲げるものを除く。)                                                                               | 三割   |
| 五〇一 | 第五類 油、脂、蠟及びこれらの製品<br>植物性揮発油<br>一 芳香性のもの(二種以上混合したものは、分類上調査香料とみなす。)                                                           |      |
|     | 甲 ベイ葉油、ベルガモット油、カンガ油、桂皮油、シダー油、桂葉油、シトロネラ油、子油、ユーカリ油、小茴香油、ジンジャグラス油、レモン油、オレンジ油、パルマローザ油、ブチグレン油、ロスマリン油、ローズウッド油、白檀油、大茴香油、タイム油及びイラン油 | 無税   |
|     | 乙 ゲラニウム油、ラベンダー油、レモングラス油、パチュリー油及びペチベル油                                                                                       | 一割   |
|     | 丙 その他                                                                                                                       | 二割   |
|     | 二 その他                                                                                                                       | 無税   |
|     | 甲 牛樟油                                                                                                                       | 一割   |
|     | 乙 その他                                                                                                                       | 一割   |
| 五〇二 | あまに油                                                                                                                        | 一割   |
| 五〇三 | ひまし油                                                                                                                        | 一割   |
| 五〇四 | オリーブ油                                                                                                                       | 無税   |
| 五〇五 | やし油及びバーム油                                                                                                                   | 一割   |
| 五〇六 | 落花生油                                                                                                                        | 二割   |

|     |                                                 |      |
|-----|-------------------------------------------------|------|
| 五〇七 | 大豆油                                             | 二割   |
| 五〇八 | 綿実油                                             | 一割   |
| 五〇九 | 桐油及びオイチシカ油                                      | 無税   |
| 五一〇 | カメリヤ油                                           | 一割   |
| 五一一 | カカオ脂                                            | 二割   |
| 五一二 | 肝油                                              | 一割   |
| 五二三 | 魚油                                              | 一割   |
| 五二四 | 鯨油                                              | 無税   |
| 五二五 | 獸脂                                              | 無税   |
| 五二六 | 一 牛脂                                            | 五分   |
| 五二七 | 二 その他                                           | 一割   |
| 五二八 | 人造ラード                                           | 一割   |
| 五二九 | ステアリン酸                                          | 一割五分 |
| 五三〇 | オレイン酸                                           | 一割五分 |
| 五三一 | 炭化水素油(別号に掲げるものを除く。)                             | 一割   |
| 五三二 | 一 原油、重油及び粗油                                     | 一割   |
| 五三三 | 二 その他(動植物性油脂、石けん、アルコール等を加えたものを含む。)              | 二割   |
| 五三四 | 甲 攝氏十五度における比重が〇・八四九八をこえないもの                     | 二割   |
| 五三五 | 乙 その他                                           | 三割   |
| 五三六 | ワセリン                                            | 一割   |
| 五三七 | パラフィン                                           | 一割   |
| 五三八 | 一 融解点が攝氏四十五度をこえないもの                             | 一割五分 |
| 五三九 | 二 その他                                           | 一割   |
| 五四〇 | 漆蠟及び樟蠟                                          | 無税   |
| 五四一 | 柏油                                              | 一割   |
| 五四二 | カーノーバワックス                                       | 二割   |
| 五四三 | ろうそく                                            | 二割   |
| 五四四 | 化粧石けん、洗たく石けん、薬用石けんその他の洗淨用石けん(石けん質を主成分とするものに限る。) | 三割   |
| 五四五 | 一 薫香を付けたもの                                      | 二割   |
| 五四六 | 二 その他                                           | 一割五分 |
| 五四七 | 油、脂及び蠟(別号に掲げるものを除く。)                            | 二割   |
| 五四八 | 油、脂又は蠟の製品(別号に掲げるものを除く。)                         | 二割   |
| 五四九 | 第六類 薬材、化学薬、医薬及びこれらの調合品並びに化粧品                    | 五分   |
| 五五〇 | ポップ                                             | 無税   |
| 五五一 | サフラン、セメンシナ及び丁子                                  | 無税   |

|     |                                                                                         |      |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 六〇三 | 杏仁、苦扁桃仁、ホミカ、大風子、小豆蔻、肉豆蔻、肉豆蔻花、クベバ、コロシント実、コルヒクム子、トンカ豆、バナラ豆、アニス子、大茴香、小茴香、ストロファンツス子及びアジョワン子 | 無税   |
| 六〇四 | 甘草、吐根、龍膽、ゲンチアナ根、大黃、セネガ根、遠志、甘松、イリス根、コロンボ根、海葱、ヤラツバ根、デリス根、ベチベル及び白芨                         | 無税   |
| 六〇五 | 人參                                                                                      | 一割   |
| 六〇六 | 麻黄、コカ葉、ヤボランジ葉及びバチユリー葉                                                                   | 無税   |
| 六〇七 | 桂皮、キナ皮、コンズランゴ皮及びカスカラサグラダ                                                                | 無税   |
| 六〇八 | リナロエ、ローズウッド及びササfras木                                                                    | 無税   |
| 六〇九 | 白檀                                                                                      | 無税   |
| 六一〇 | 一 サンタラムアルブム                                                                             | 無税   |
| 六一一 | 二 その他                                                                                   | 一割   |
| 六一二 | 沈香及び麝香                                                                                  | 一割   |
| 六一三 | 麦角                                                                                      | 無税   |
| 六一四 | 海人草                                                                                     | 無税   |
| 六一五 | 安息香、阿魏、蘆薈、ミルラ及び美人膠                                                                      | 無税   |
| 六一六 | 生薬(天産物及びこれに粉碎、乾燥等の簡単な加工(調合を除く)をしたもので、医薬用に使用するものをいい、別号に掲げるものを除く。)                        | 一割   |
| 六一七 | 没食子、五倍子、檳榔子、オーク樹皮その他の植物性タンニン材料                                                          | 無税   |
| 六一八 | 阿仙葉その他のタンニンエキス                                                                          | 無税   |
| 六一九 | 甘草エキス                                                                                   | 無税   |
| 六二〇 | バルサム                                                                                    | 五分   |
| 六二一 | 生インディアラバー、生ガタバーチヤ及びこれらの代用物(合成ゴムを除く。)                                                    | 無税   |
| 六二二 | 松脂                                                                                      | 五分   |
| 六二三 | アラビアゴム、セラックその他の別号に掲げない樹脂(医薬用のものを除く。)                                                    | 無税   |
| 六二四 | にかわ、ゼラチン及びアイシングラス                                                                       | 一割   |
| 六二五 | 硫黄                                                                                      | 一割   |
| 六二六 | 黄燐、赤燐及び硫化燐                                                                              | 一割   |
| 六二七 | ヨード及びブロム                                                                                | 一割五分 |
| 六二八 | 硼酸                                                                                      | 一割   |
| 六二九 | 醋酸                                                                                      | 一割   |
| 六三〇 | 乳酸                                                                                      | 二割五分 |

|     |                                                                        |      |
|-----|------------------------------------------------------------------------|------|
| 六二九 | 酒石酸及びぐえん酸                                                              | 二割   |
| 六三〇 | 酒石酸                                                                    | 一割五分 |
| 六三一 | ピロガロール及び没食子酸                                                           | 一割五分 |
| 六三二 | タンニン酸                                                                  | 一割   |
| 六三三 | 石炭酸                                                                    | 二割   |
| 六三四 | 無水アンモニア                                                                | 無税   |
| 六三五 | ソーダ灰及び天然ソーダ                                                            | 二割五分 |
| 六三六 | 苛性ソーダ                                                                  | 二割   |
| 六三七 | 重炭酸ソーダ                                                                 | 二割   |
| 六三八 | 硫化ソーダ、芒硝(硫酸ソーダ)、過酸化ソーダ、硫酸ソーダ、塩素酸ソーダ、重クロム酸ソーダ、ヨードソーダ、フェロ青化ソーダ及びフェリ青化ソーダ | 一割五分 |
| 六三九 | 硝酸ソーダ(チリ硝石を含む)                                                         | 一割五分 |
|     | 一 精製したもの                                                               | 無税   |
|     | 二 その他                                                                  | 無税   |
| 六四〇 | 硼酸ソーダ                                                                  | 無税   |
| 六四一 | 苛性カリ、塩素酸カリ、重クロム酸カリ、過マンガン酸カリ、ヨードカリ、黄血塩(フェロ青化カリ)及び赤血塩(フェリ青化カリ)           | 一割五分 |
| 六四二 | 硝石(硝酸カリ)                                                               | 一割   |
| 六四三 | 塩化カリ及び硫酸カリ                                                             | 一割   |
|     | 一 精製したもの                                                               | 無税   |
|     | 二 その他                                                                  | 無税   |
| 六四四 | 生酒石                                                                    | 無税   |
| 六四五 | 青化ソーダ及び青酸カリ(青化カリ)                                                      | 無税   |
| 六四六 | ブロム水素酸及びブロムカリその他の別号に掲げないブロム塩類                                          | 一割五分 |
| 六四七 | 炭酸マグネシア、塩化バリウム及び過酸化バリウム                                                | 一割   |
| 六四八 | 塩化アンモン、炭酸アンモン及び重炭酸アンモン                                                 | 一割   |
| 六四九 | 硫酸アンモン                                                                 | 一割   |
|     | 一 精製したもの                                                               | 無税   |
|     | 二 その他                                                                  | 無税   |
| 六五〇 | 過酸化水素                                                                  | 一割五分 |
| 六五一 | 明礬                                                                     | 一割   |
| 六五二 | 硫酸ニッケル及び硫酸ニッケルアンモン                                                     | 一割五分 |
| 六五三 | 硝酸トリウム、硝酸セリウム、ラジウム、ラジウム塩類及びロジウム塩類                                      | 無税   |
| 六五四 | 醋酸石灰及びぐえん酸石灰                                                           | 無税   |

|     |                                                         |      |
|-----|---------------------------------------------------------|------|
| 六五五 | アセトン及びブタノール                                             | 二割   |
| 六五六 | ホルマリン                                                   | 一割五分 |
| 六五七 | メタノール                                                   | 一割五分 |
| 六五八 | アルコール                                                   | 五割   |
| 六五九 | 変性アルコール                                                 | 五割   |
| 六六〇 | グリセリン                                                   | 二割   |
| 六六一 | クロロホルム                                                  | 二割   |
| 六六二 | 還元剤                                                     | 一割五分 |
| 六六三 | デキストリン                                                  | 二割   |
| 六六四 | 乳糖                                                      | 一割   |
| 六六五 | 醋酸纖維素                                                   | 三割   |
| 六六六 | 合成樹脂(原料用のものに限るものとし、別号に掲げるものを除く)                         | 三割   |
|     | 一 塩化ビニル系及び醋酸ビニル系のもの                                     | 三割   |
|     | 二 その他                                                   | 無税   |
| 六六七 | 合成ゴム                                                    | 無税   |
| 六六八 | サツカリン、ヅルチンその他のこれらに類する甘味料                                | 三割五分 |
| 六六九 | ゴム硫化促進剤及びゴム老化防止剤                                        | 二割五分 |
| 六七〇 | コールドール分りゆう物及びこれと同じ成分を有するもの(別号に掲げるものを除く)                 | 五分   |
| 六七一 | コールドール分りゆう物から誘導した化学的生成品及びこれと同じ成分を有するもの(医薬及び別号に掲げるものを除く) | 二割   |
| 六七二 | マハルゾール、マハルゾールの誘導体、サルファジアジン及びヘキシルレゾルシン                   | 二割五分 |
| 六七三 | ジクロロ・ジフェニル・トリクロロールエタン(D・D・T)及びその製剤                      | 二割   |
| 六七四 | ペニシリン、ストレプトマイシン及びこれらの製剤                                 | 二割五分 |
| 六七五 | サントニン                                                   | 無税   |
| 六七六 | 塩酸キニーネ、硫酸キニーネ、エチル炭酸キニーネ、塩酸シンコニネ及び硫酸シンコニネ                | 無税   |
| 六七七 | 塩酸モルヒネ、硫酸モルヒネ、磷酸コデイン、エクゴニン、コカイン、塩酸コカイン及び硫酸コカイン          | 無税   |
| 六七八 | 硫酸ニコチン                                                  | 無税   |
| 六七九 | ミルクカゼイン                                                 | 無税   |
| 六八〇 | ペプシン                                                    | 二割   |
| 六八一 | ベーキングパウダー                                               | 一割五分 |

|     |                                    |                                     |      |
|-----|------------------------------------|-------------------------------------|------|
| 六八二 | 酒精剤                                | 一 フルーツエッセンス、リキユールエッセンスその他のこれらに類するもの | 三割五分 |
|     |                                    | 二 その他                               | 二割   |
| 六八三 | 人造香料及び調合香料                         |                                     | 二割五分 |
| 六八四 | 歯みがき類                              |                                     | 二割   |
| 六八五 | 化粧品                                | 一 香水                                | 五割   |
|     |                                    | 二 香油、クリーム、ボマード、口紅その他の油、脂又は蠟の製品      | 五割   |
|     |                                    | 三 おしろい及びつめ化粧料                       | 四割   |
|     |                                    | 四 その他                               | 四割   |
| 六八六 | 線香                                 |                                     | 四割   |
| 六八七 | プラスチック、ガーゼ、脱脂綿その他のこれらに類する外科用材料     |                                     | 二割   |
| 六八八 | カプセル                               |                                     | 一割   |
| 六八九 | オブラート                              |                                     | 一割   |
| 六九〇 | 爆発薬（雷管及び導火線を含み、爆発の用途のみに供されるものに限る。） |                                     | 二割   |
| 六九一 | カートリッジ（装薬したものに限る。）                 |                                     | 一割   |
| 六九二 | 銃砲弾（装薬したものに限る。）                    |                                     | 二割   |
| 六九三 | 花火                                 |                                     | 二割   |
| 六九四 | マッチ                                |                                     | 二割五分 |
| 六九五 | 薬材、化学薬、医薬及びこれらの調合品（別号に掲げるものを除く。）   |                                     | 二割   |
| 七〇一 | 第七類 染料、顔料、塗料及び充てん料                 |                                     | 無税   |
| 七〇二 | 天然藍、姜黄、紅花及びログウッド                   |                                     | 五分   |
| 七〇三 | ログウッドエキス                           |                                     | 無税   |
| 七〇四 | 天然染料（別号に掲げるものを除く。）                 |                                     | 一割   |
| 七〇五 | カラメル                               |                                     | 二割五分 |
|     | 合成染料                               |                                     | 二割五分 |
|     | 一 塩基性染料                            |                                     | 二割五分 |
|     | 二 直接染料                             |                                     | 二割五分 |
|     | 三 酸性染料                             |                                     | 二割五分 |
|     | 四 媒染染料及び酸性媒染染料                     |                                     | 二割五分 |
|     | 五 硫化染料及び硫化媒染染料                     |                                     | 二割五分 |
|     | 六 建築染料                             |                                     | 二割五分 |
|     | 甲 人造藍                              |                                     | 二割五分 |

|     |                                          |      |
|-----|------------------------------------------|------|
| 七〇六 | 乙 その他                                    | 二割五分 |
| 七〇七 | 七 油解染料                                   | 二割五分 |
| 七〇八 | 八 その他                                    | 二割五分 |
| 七〇九 | 酸化コバルト（臭須を含む。）                           | 無税   |
| 七一〇 | 金液、銀液及び白金液                               | 無税   |
| 七一一 | 青銅粉、アルミニウム粉その他のこれらに類する卑金属粉（別号に掲げるものを除く。） | 一割   |
| 七一二 | 紺青                                       | 一割   |
| 七二三 | 群青                                       | 二割   |
| 七二四 | 鉛白、鉛丹及び一酸化鉛                              | 一割   |
| 七二五 | 亜鉛華及び硫化亜鉛                                | 一割   |
| 七二六 | 硫酸バリウム                                   | 一割   |
| 七二七 | リトボン                                     | 一割五分 |
| 七二八 | 酸化チタン                                    | 一割五分 |
| 七二九 | 白亜（炭酸石灰を含む。）                             | 一割   |
| 七三〇 | 朱及び辰砂                                    | 一割   |
| 七三一 | 鶏冠石、石黄、雌黄及びきりん血                          | 無税   |
| 七三二 | カーボンブラック                                 | 一割   |
| 七三三 | レーキ顔料                                    | 二割五分 |
| 七三四 | 漆                                        | 無税   |
| 七三五 | 木タール                                     | 無税   |
|     | コールタール、ピッチ、アスファルト及び道路修築用のこれらの製品          | 無税   |
|     | くつ墨                                      | 二割   |
|     | インキ                                      | 無税   |
|     | 一 印刷用のもの                                 |      |
|     | 甲 液状又はでい状のもの                             |      |
|     | 甲の一 容器ともの一個の重量が十キログラムをこえるもの              |      |
|     | イ 黒色のもの                                  | 一割   |
|     | ロ その他                                    | 二割   |
|     | 甲の二 その他                                  | 二割   |
|     | 乙 固形のもの                                  | 二割   |
|     | 二 その他                                    | 二割   |
| 七二六 | 墨及び朱墨                                    | 二割   |
| 七二七 | 白墨、クレヨン及びテラースチョーク                        | 二割   |
| 七二八 | アーチストカラー及びアーチストペイント                      | 二割   |
| 七二九 | ワニス、バイロキシリンラッカー及び合成樹脂を含む塗料（別             | 二割   |

号に掲げるものを除く。）

ベイント

パテ、マンガパテその他のこれらに類する充てん料

封蠟

染料及び顔料(別号に掲げるものを除く。)

塗料(別号に掲げるものを除く。)

第八類 纖維素バルブ、纖維、糸及びなわ

1 この類に掲げる物品には、無機質纖維のみで作られているものを含まないものとする。

2 この類において「絹」とは、天然絹をいう。

3 この類に掲げる物品が二種以上の纖維で作られている場合において、全重量の百分の十をこえない纖維は、分類上交えないものとみなす。

纖維素バルブ

実綿及び緑綿(カード又はコムしたものを含む。)

綿織糸(別号に掲げる特殊綿織糸を除く。)

一 單捻又は双捻の生もの(ガス焼したものを含む。)

二 その他

特殊綿織糸

一 ボイルヤーン、英式番手四十二番をこえるクレーパーヤーンその他の変り熱糸

二 單捻のミュールコップ糸

三 英式番手百番をこえるもの

綿糸(織糸を除く。及び長さ十メートルの重量が三グラムをこえない綿線

亜麻、ちよ麻、ラミー、大麻、黄麻その他の植物纖維(別号に掲げるものを除く。)

亜麻織糸

一 單捻の生もの

二 その他

亜麻線(英式番手七番をこえる單捻糸をよりあわせたもので、長さ十メートルの重量が十二グラムをこえないものに限る。及び

亜麻糸(織糸を除く。)

ちよ麻織糸及びラミー織糸

ちよ麻線及びラミー線(英式番手七番をこえる單捻糸をよりあわせたもので、長さ十メートルの重量が十二グラムをこえないものに限る。並びにちよ麻糸及びラミー糸(織糸を除く。)

大麻織糸

黄麻織糸

二割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

二割

八二三

大麻線及び黄麻線(英式番手七番をこえる單捻糸をよりあわせたもので、長さ十メートルの重量が十二グラムをこえないものに限る。並びに大麻糸及び黄麻糸(織糸を除く。)

羊毛、やぎ毛及びらくだ毛(カード又はコムしたものを含む。)

毛織糸

毛織糸

毛織糸

真綿及びベニ

生糸(よつたものを含む。)

一 野蚕糸

二 その他

紡績絹織糸

一 野蚕製のもの

二 その他

絹糸(紡績絹織糸を除く。)

人造纖維(單纖維の長短を問わないものとし、よつたものを含む。長さ十メートルの重量が五グラムをこえないものに限る。)

一 合成纖維及び醋酸纖維素纖維

二 その他

織糸(別号に掲げるものを除く。)

一 絹、人造纖維又は金属を交えたもの

二 その他

糸(別号に掲げるものを除く。)

天然てぐす

綿粉、毛粉、絹粉及び人造纖維粉

くず纖維、古纖維、くず織糸及びくず糸

線、ひも、なわ及び綱(別号に掲げるものを除く。)

一 合成纖維又は醋酸纖維素纖維で作つたもの

二 その他

古線、古ひも、古なわ及び古綱(トリミングを除く。)

第九類 織物類及びその製品

1 この類において織物類には、フェルト及び編物を含むものとする。

2 この類に掲げる物品には、無機質纖維のみで作られているものを含まないものとする。

3 この類において「絹」とは、天然絹をいう。

4 この類に掲げる物品が二種以上の纖維で作られている場合において、全重量の百分の十をこえない纖維は、分類上交えないものとみなす。但し、合

七分五厘

無税

一割

一割

無税

無税

無税

一割五分

一割五分

二割

二割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

一割五分

八二一

八二二

八二三

八二四

八二五

八二六

八二七

八二八

八二九

八三〇

八三一

八三二

八三三

八三四

八三五

八三六

八三七

八三八

八三九

八四〇

八四一

八四二

八四三

八四四

八四五

八四六

八四七

八四八

八四九

八五〇

八五一

八五二

八五三

八五四

八五五

八五六

八五七

八五八

八五九

八六〇

八六一

八六二

八六三

八六四

八六五

八六六

八六七

八六八

八六九

八七〇

八七一

八七二

八七三

八七四

八七五

八七六

八七七

八七八

八七九

八八〇

八八一

八八二

八八三

八八四

八八五

八八六

八八七

八八八

八八九

八九〇

八九一

八九二

八九三

八九四

八九五

八九六

八九七

八九八

八九九

九〇〇

九〇一

九〇二

九〇三

九〇四

九〇五

九〇六

九〇七

九〇八

九〇九

九一〇

九一一

九一二

九一三

九一四

九一五

九一六

九一七

九一八

九一九

九二〇

九二一

九二二

九二三

九二四

九二五

九二六

九二七

九二八

九二九

九三〇

九三一

九三二

九三三

九三四

九三五

九三六

九三七

成纖維又は醋酸纖維素纖維及びこれらの纖維以外の纖維で作られている織物（レース地及び網地を含む。）については、合成纖維又は醋酸纖維素纖維が全重量の百分の五十をこえる場合又は経緯糸のうちいずれか一方がこれらの纖維である場合においては、他の纖維は、交えないものとみなす。

5 この類において「紋織布」とは、経緯それぞれ三十をこえる糸で一意匠を組織した織物をいう。この場合において、糸数の計算については、二以上の糸をよりあわせた糸又は引き揃えた糸は、一として計算する。

|     |                                                                   |      |
|-----|-------------------------------------------------------------------|------|
| 九〇一 | 綿織物                                                               | 一割   |
| 九〇二 | 亜麻、ちよ麻、ラミー、大麻又は黄麻の織物及びこれらの纖維の交織物並びにこれらの纖維と綿との交織物                  | 一割   |
|     | 一 節布                                                              | 一割   |
|     | 二 平織布、紋織布及び縹織布                                                    | 一割   |
|     | 甲 黄麻織物                                                            | 一割   |
|     | 乙 綿と交織のもの                                                         | 一割   |
|     | 丙 その他                                                             | 一割五分 |
| 九〇三 | 三 その他                                                             | 一割五分 |
|     | バイナツブル、マニラヘンブ、アゲープその他の植物纖維綿、亜麻、ちよ麻、ラミー、大麻及び黄麻を除く。）の織物及びこれらの纖維の交織物 | 一割   |
| 九〇四 | 毛織物（綿、絹又は人造纖維を交えたものを含む。）                                          | 一割   |
|     | 一 ベルベット、ブラッシュその他のパイル織物（パイルを切らないものを含む。）                            | 三割   |
|     | 二 その他                                                             | 一割   |
|     | 甲 毛製又は毛絹製のもの                                                      | 一割   |
|     | 乙 その他                                                             | 一割五分 |
| 九〇五 | 芯地（馬毛製のもの及び馬毛を交えたものに限る。）                                          | 一割   |
| 九〇六 | 絹織物及び絹を交えた織物（別号に掲げるものを除く。）                                        | 一割   |
|     | 一 ベルベット、ブラッシュその他のパイル織物（パイルを切らないものを含む。）                            | 三割   |
|     | 二 節布                                                              | 一割五分 |
|     | 三 その他                                                             | 一割   |
| 九〇七 | 人造纖維織物                                                            | 一割   |
|     | 一 合成纖維及び醋酸纖維素纖維の織物並びにこれらの纖維の交織物（レース地及び網地を含む。）                     | 一割五分 |
|     | 二 その他                                                             | 一割五分 |
| 九〇八 | 交織物（別号に掲げるものを除く。）                                                 | 一割五分 |
| 九〇九 | メリヤス地その他のこれに類する編物（起毛したものを含む。）                                     | 一割五分 |
|     | 一 絹製のもの及び絹を交えたもの                                                  | 二割   |

|     |                                               |      |
|-----|-----------------------------------------------|------|
| 九一〇 | 二 その他                                         | 一割五分 |
|     | レース地及び網地（別号に掲げるものを除く。）                        |      |
|     | 一 カーテン地及び蚊帳地                                  | 一割五分 |
|     | 甲 綿製のもの                                       | 一割五分 |
|     | 乙 その他                                         | 二割   |
|     | 二 魚網地及び狐網地                                    | 五分   |
|     | 三 その他                                         | 二割   |
| 九一一 | フェルト地                                         | 二割   |
|     | 一 毛製又は毛綿製のもの                                  | 一割五分 |
| 九一二 | 二 その他                                         | 一割   |
|     | いしゅう布地                                        | 三割   |
| 九一三 | ブックバインダークロース                                  | 一割五分 |
| 九一四 | トレーシングクロース                                    | 一割五分 |
| 九一五 | アーチストカンバス                                     | 一割五分 |
| 九一六 | ウインドーホランド                                     | 一割五分 |
| 九一七 | エンバイアクロース                                     | 一割五分 |
| 九一八 | 床用油布及びリノリウム                                   | 一割五分 |
| 九一九 | ルーフィングカンバス                                    | 一割五分 |
| 九二〇 | タードカンバス                                       | 一割五分 |
| 九二一 | 研ま布（金剛砂等の研ま材料を附着させたものに限る。）                    | 一割五分 |
| 九二二 | 防水布（ゴムを用いたものに限る。）及びレザークロース                    | 一割五分 |
|     | 一 絹製のもの及び絹を交えたもの                              | 二割   |
|     | 二 その他                                         | 一割五分 |
| 九二三 | ゴム糸類を用いた布及びひも                                 | 一割五分 |
|     | 一 絹を交えたもの                                     | 二割   |
|     | 二 その他                                         | 一割五分 |
| 九二四 | インシュレーティングテープ（織物類を用いたものに限る。）                  | 一割五分 |
| 九二五 | タイプライターリボン                                    | 一割五分 |
| 九二六 | ハンカチ                                          | 一割五分 |
|     | 一 綿製のもの                                       | 一割五分 |
|     | 二 その他                                         | 二割   |
| 九二七 | タオル                                           | 二割   |
| 九二八 | ブランケット                                        | 二割   |
| 九二九 | ひざ掛                                           | 二割   |
| 九三〇 | じゅうたん（じゅうたん地を含む。）                             | 三割   |
| 九三一 | テーブルクロス                                       | 三割   |
|     | 一 亜麻製、綿亜麻製又は絹製のもの、絹を交えたもの、金糸糸を用いたもの及びいしゅうしたもの | 三割   |

|      |                                                                                                             |                      |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 九三二  | 二 その他<br>甲 綿製、綿大麻製又は綿黄麻製のもの<br>乙 その他                                                                        | 一割五分<br>二割五分         |
| 九三三  | カーテン<br>一 金属糸を用いたもの又はししゅうしたものの他<br>二 その他                                                                    | 三割<br>二割五分           |
| 九三三  | トリミング（リボン、レース、小べり、ひも、ふさ、ノット、ループその他これらに類する装飾用品をいう。）<br>一 貴金属、貴金属をめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象げ又はべつ甲を用いたもの<br>二 その他 | 五割<br>三割             |
| 九三四  | 蚊帳                                                                                                          | 一割五分                 |
| 九三五  | ハンモック                                                                                                       | 一割五分                 |
| 九三六  | 魚網及び狐網                                                                                                      | 一割                   |
| 九三七  | エアクッション                                                                                                     | 三割                   |
| 九三八  | ベッドクイルト及びクッション                                                                                              | 三割                   |
| 九三九  | ホース及び機械用ベルチング（織つたものに限る。）                                                                                    | 一割                   |
| 九四〇  | ろ過袋                                                                                                         | 一割                   |
| 九四一  | ガス充てん用袋                                                                                                     | 一割                   |
| 九四二  | ガンニー袋                                                                                                       | 五分                   |
| 九四三  | 古ガンニー袋                                                                                                      | 無税                   |
| 九四四  | ぼろ（織物類又は衣類その他の織物類の製品として使用することができないものに限る。）                                                                   | 無税                   |
| 九四五  | 織物類（別号に掲げるものを除く。）                                                                                           | 一割五分                 |
| 九四六  | 織物類の製品（別号に掲げるものを除く。）<br>一 貴金属、貴金属をめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象げ又はべつ甲を用いたもの<br>二 その他<br>甲 ししゅうしたもの<br>乙 その他        | 五割<br>三割<br>三割<br>二割 |
| 一〇〇一 | 第十類 衣類及びその附属品                                                                                               |                      |
| 一〇〇二 | 1 この類に掲げる物品には、無機質繊維のみで作られているものを含まないものとする。                                                                   |                      |
| 一〇〇三 | 2 この類において「絹」とは、天然絹をいう。                                                                                      |                      |
| 一〇〇一 | 雨衣                                                                                                          | 二割五分                 |
| 一〇〇二 | シャツ、フロント、カラー及びカフス                                                                                           | 二割五分                 |
| 一〇〇三 | はだ着（上下を問わないものとする。）<br>一 絹製のものと及び絹を交えたもの                                                                     | 二割五分                 |

|      |                                                                                                                                                                                                    |                        |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 一〇〇四 | 二 その他<br>手袋                                                                                                                                                                                        | 二割                     |
| 一〇〇五 | 一 革製のもの<br>一 ゴム製のもの<br>三 その他                                                                                                                                                                       | 三割<br>一割五分<br>二割五分     |
| 一〇〇六 | くつ下及びたび<br>一 絹製、合成繊維製及び醋酸纖維素纖維製のものと並びにこれらの纖維を交えたもの<br>二 その他                                                                                                                                        | 二割五分<br>二割             |
| 一〇〇七 | 肩掛及びえり巻                                                                                                                                                                                            | 二割                     |
| 一〇〇八 | 一 毛皮製、毛皮付、羽毛製又は羽毛入のもの<br>二 その他                                                                                                                                                                     | 五割<br>三割               |
| 一〇〇九 | ネクタイ<br>ズボン<br>ズボン釣<br>衣服用ベルト                                                                                                                                                                      | 三割<br>三割<br>三割         |
| 一〇一〇 | 一 貴金属、貴金属をめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象げ又はべつ甲を用いたもの<br>二 その他                                                                                                                                              | 五割<br>三割               |
| 一〇一一 | スリープサスペンダー、ストッキングサスペンダーその他これらに類するもの<br>帽子及び帽体                                                                                                                                                      | 二割五分                   |
| 一〇一二 | 一 貴金属、貴金属をめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、毛皮、羽毛及び造花を用いたもの<br>二 その他<br>甲 フェルト製のもの<br>乙 その他                                                                                                                     | 五割<br>二割五分<br>三割<br>三割 |
| 一〇一三 | くつその他のはき物                                                                                                                                                                                          | 一割五分                   |
| 一〇一四 | 一 ゴム製のもの<br>二 その他                                                                                                                                                                                  | 三割<br>二割               |
| 一〇一五 | ボタン（プレスボタンを含み、貴金属、貴金属をめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象げ又はべつ甲を用いたものを除く。）<br>バックル、スナッフ、フック、アイその他の留金類（貴金属、貴金属をめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象げ又はべつ甲を用いたものを除く。）<br>身辺用細貨類（貴金属、貴金属をめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象げ又はべつ甲を用いたものに限る。） | 二割<br>二割<br>二割         |
| 一〇一六 | 一 貴金属、貴金属をめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象げ又はべつ甲を用いたもの                                                                                                                                                       | 二割                     |

|      |                                |      |
|------|--------------------------------|------|
| 一〇一七 | 衣類、衣類の附屬品及びその部分品（別号に掲げるものを除く。） |      |
|      | 一 毛皮製若しくは毛皮付のもの又は貴金属、貴金属をみつ    |      |
|      | きた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象げ若しくは      |      |
|      | はべつ甲を用いたもの                     | 五割   |
|      | 二 その他                          |      |
|      | 甲 いしゅうしたもの                     | 三割   |
|      | 乙 その他                          | 二割五分 |
| 一一〇一 | 第十一類 紙、紙製品、書籍及び書画              |      |
|      | 印刷用紙                           |      |
|      | 一 アートペーパー                      | 一割五分 |
|      | 二 その他（一平方メートルの重量が三十グラムをこえ、三    |      |
|      | 百グラムをこえないものに限る。）               |      |
|      | 甲 一平方メートルの重量が五十八グラムをこえないもの     | 一割   |
|      | （碎木パルプを含むもので巻取のものに限る。）         |      |
|      | 乙 その他                          | 一割   |
| 一一〇二 | 筆記用紙                           | 一割   |
| 一一〇三 | 図画用紙                           | 一割   |
| 一一〇四 | 吸取紙                            | 一割   |
| 一一〇五 | ろ紙                             | 一割   |
| 一一〇六 | 包装用紙及びマッチ用紙（一平方メートルの重量が三十グラム   |      |
|      | をこえ、三百グラムをこえないものに限る。）          | 一割   |
| 一一〇七 | たばこ用紙                          | 一割   |
| 一一〇八 | 壁紙                             | 一割   |
| 一一〇九 | 板紙（一平方メートルの重量が三百グラムをこえるものに限    |      |
|      | る。）                            | 一割   |
| 一一一〇 | 唐紙                             | 一割五分 |
| 一一一一 | チツシュペーパー（一平方メートルの重量が三十グラムをこえ   |      |
|      | るもの及び別号に掲げるものを除く。）             | 一割五分 |
| 一一一二 | 模造羊皮紙、パラフィンペーパー及びワックスペーパー      |      |
|      | 一 金属の箔若しくは粉を用いたもの、押形を付けたもの又は   | 二割   |
|      | はなつ染したもの                       |      |
|      | 二 その他                          | 一割   |
| 一一一三 | トレーシングペーパー                     | 一割   |
| 一一一四 | リソトランスファーパー                    | 一割   |
| 一一一五 | 油紙                             | 一割   |
| 一一一六 | 窓ガラス用ガラスペーパー                   | 一割五分 |
| 一一一七 | 紙（別号に掲げるものを除く。）                |      |

|      |                               |        |
|------|-------------------------------|--------|
| 一一一八 | 一 金属の箔又は粉を用いたもの               | 四割     |
|      | 甲 貴金属を用いたもの                   | 三割     |
|      | 乙 その他                         | 二割     |
| 一一一九 | 二 その他                         |        |
| 一一二〇 | ペーパーレース及びペーパーボーダー             | 三割     |
| 一一二一 | 白紙帳簿                          | 一割五分   |
| 一一二二 | 書式類                           | 一割二分五厘 |
| 一一二三 | 書状用紙（箱入のものに限る。）               | 一割二分五厘 |
| 一一二四 | 封筒（書状用紙とともに箱入にしたものを含む。）       | 一割五分   |
| 一一二五 | アルバム                          | 三割     |
| 一一二六 | 一 革又は織物類で表装したもの               | 二割     |
| 一一二七 | 二 その他                         | 一割     |
| 一一二八 | 試験紙                           | 二割     |
| 一一二九 | 写真用ペライターペーパー及び鶏卵紙             | 二割五分   |
| 一一三〇 | 印刷紙（感光性のものに限る。）               | 一割五分   |
| 一一三一 | カーボンペーパー                      | 一割五分   |
| 一一三二 | 研ま紙（金剛砂等の研ま材料を附着させたものに限る。）    | 一割     |
| 一一三三 | ウオールボード                       | 一割五分   |
| 一一三四 | レーベル                          | 五割     |
| 一一三五 | ブレイディングカード                    | 二割五分   |
| 一一三六 | 写真                            | 二割     |
| 一一三七 | 書画                            | 無税     |
| 一一三八 | 一 印刷したもの                      |        |
| 一一三九 | 二 その他                         | 二割     |
| 一一四〇 | カレンダー                         | 二割     |
| 一一四一 | 絵葉書                           | 三割     |
| 一一四二 | クリスマスカード類                     | 三割     |
| 一一四三 | 書籍、習字本、習画本、楽譜、新聞、雑誌その他の印刷物（別号 |        |
| 一一四四 | に掲げるものを除く。）                   | 無税     |
| 一一四五 | 設計図                           | 無税     |
| 一一四六 | 地図、海図及び学術図                    | 無税     |
| 一一四七 | 紙幣、銀行券、利札、株券その他の有価証券          | 無税     |
| 一一四八 | くず紙                           | 無税     |
| 一一四九 | 紙製品（別号に掲げるものを除く。）             | 二割     |
| 一一五〇 | 第十二類 鉱物及びその製品                 |        |
| 一一五一 | 珪砂、クォルツサンドその他の砂れき（別号に掲げるものを除  |        |
| 一一五二 | く。）                           | 無税     |
| 一一五三 | プリント                          | 無税     |

|      |                                                             |      |
|------|-------------------------------------------------------------|------|
| 一一〇三 | パミスストーン(粉状のものを含む。)                                          | 無税   |
| 一一〇四 | 金剛砂、コランダムサンド、トリポリその他のこれらに類する研き用鉱物材料                         | 無税   |
| 一一〇五 | カーボランダム、アラシダムその他のこれらに類する研き用人造鉱物材料                           | 一割   |
| 一一〇六 | メタルポリッシュ(別号に掲げるものを除く。)                                      | 一割   |
| 一一〇七 | 砥石                                                          | 無税   |
| 一一〇八 | 一 天然のもの(わく又は柄等を付けたものを除く。)                                   | 一割   |
|      | 二 その他                                                       | 無税   |
|      | スレート及びその製品(別号に掲げるものを除く。)                                    | 無税   |
| 一一〇九 | 一 加工していないもの                                                 | 一割   |
|      | 二 その他                                                       | 無税   |
|      | リソグラフィックスストーン                                               | 無税   |
| 一一一〇 | 一 加工していないもの                                                 | 五分   |
|      | 二 その他                                                       | 無税   |
|      | ボルト、カーボナードその他の黒色ダイヤモンド                                      | 無税   |
| 一一一一 | 貴石                                                          | 五分   |
| 一一一二 | 一 機械用又は工業用に使用するために形作つたもの                                    | 一割   |
|      | 二 その他                                                       | 無税   |
|      | 午貴石及びその製品(別号に掲げるものを除く。)                                     | 無税   |
| 一一一三 | 一 一切つてないもの又はみがいてないもの                                        | 一割   |
|      | 甲 水晶                                                        | 無税   |
|      | 乙 その他                                                       | 五分   |
| 一一一四 | 一 機械用又は工業用に使用するために形作つたもの                                    | 五分   |
|      | 二 その他                                                       | 一割   |
|      | 石及びその製品(別号に掲げるものを除く。)                                       | 無税   |
| 一一一五 | 一 加工していないもの又は単に割つたもの                                        | 無税   |
|      | 二 その他                                                       | 五分   |
|      | 甲 みがいてないもの又は彫刻してないもの                                        | 五分   |
| 一一一六 | 乙 その他                                                       | 一割   |
|      | 一 加工していないもの                                                 | 五分   |
|      | 二 その他                                                       | 一割   |
| 一一一七 | 一 塊及び粉並びに繊維状のもの                                             | 無税   |
|      | 二 その他                                                       | 一割五分 |
|      | 雲母及びその製品(別号に掲げるものを除く。)                                      | 無税   |
| 一一一八 | 一 塊及び粉                                                      | 無税   |
|      | 二 板(着色又は装飾してないものに限る。)                                       | 無税   |
|      | 三 その他                                                       | 五分   |
| 一一一九 | 滑石及びソーブストーン(粉状のものを含む。)                                      | 無税   |
| 一一二〇 | 燐鉱石                                                         | 無税   |
| 一一二一 | カイナイト、キーズライト、カーナライトその他のこれらに類する塩類                            | 無税   |
| 一一二二 | 石膏                                                          | 無税   |
| 一一二三 | 一 焼いてないもの                                                   | 無税   |
| 一一二四 | 二 その他                                                       | 一割   |
| 一一二五 | 石膏製品                                                        | 二割   |
| 一一二六 | クリオライト                                                      | 無税   |
| 一一二七 | 粘土                                                          | 無税   |
| 一一二八 | 黒鉛                                                          | 無税   |
| 一一二九 | 黒鉛製品(別号に掲げるものを除く。)                                          | 一割   |
| 一一三〇 | 石炭(亜炭及び、炭を含む。)                                              | 無税   |
| 一一三一 | コークス(石油コークス、タールピッチコークスその他のこれらに類するコークスを含む。)                  | 五分   |
| 一一三二 | れん炭                                                         | 一割   |
| 一一三三 | ポルトランドセメント、ローマンセメント、プゾラセメントその他のこれらに類する水硬セメント(セメントクリンカーを含む。) | 一割   |
| 一一三四 | セメント製品                                                      | 一割   |
| 一一三五 | ドロマイト及びマグネサイト(焼いたものを含む。)                                    | 無税   |
| 一一三六 | 鉱物及びその製品(別号に掲げるものを除く。)                                      | 無税   |
| 一一三七 | 一 加工していないもの、単に粉碎したもの又は単に焼いたもの                               | 無税   |
| 一一三八 | 二 その他                                                       | 二割   |
| 一一三九 | 第十三類 陶磁器、ガラス及びガラス製品                                         | 一割   |
| 一一四〇 | れんが(セメント製のものを除く。)                                           | 一割   |
| 一一四一 | かわら(粘土製のものを除く。)                                             | 一割   |
| 一一四二 | アラシダムタイルその他のこれに類するタイル                                       | 一割   |
| 一一四三 | 耐火性粘土製品(別号に掲げるものを除く。)                                       | 一割   |
| 一一四四 | 陶磁器(別号に掲げるものを除く。)                                           | 一割   |
| 一一四五 | 一 貴金属製の金具又は貴金属をめつきした金属の金具を用                                 | 一割   |

|      |                                              |      |
|------|----------------------------------------------|------|
| 一三〇六 | 二 其他                                         | 三割五分 |
| 一三〇七 | 甲 電気用のもの                                     | 一割五分 |
| 一三〇八 | 乙 其他                                         | 二割   |
| 一三〇九 | 陶磁器の破片                                       | 無税   |
| 一三一〇 | ガラス塊                                         | 一割   |
|      | ガラス粉及び粒(フリットを含み、別号に掲げるものを除く。)                | 一割   |
|      | ガラス棒及びガラス管                                   | 一割   |
|      | 板ガラス(別号に掲げるものを除く。)                           | 一割   |
|      | 一 無色平面のもの(厚さが四ミリメートルをこえるものを除く。)              | 一割   |
|      | 二 其他                                         | 一割   |
|      | 甲 みがきガラス                                     | 二割五分 |
|      | 乙 安全ガラス(板ガラスをはりあわせたものに限る。)                   | 二割五分 |
|      | 丙 其他                                         | 一割五分 |
| 一三一  | 金属の線又は網を入れた板ガラス                              | 一割五分 |
| 一三二  | 舷窓用ガラス(わく付のものを除く。)                           | 一割五分 |
| 一三三  | スカイライトガラス                                    | 一割五分 |
| 一三四  | 眼鏡用ガラス(鑲たもの又は切つたものに限る。)                      | 一割五分 |
| 一三五  | 光学用のレンズ及びプリズム(わく又は柄を付けたものを除く。)               | 二割   |
| 一三六  | デッキガラス及びオブゼクトガラス(顕微鏡用のものに限る。)                | 無税   |
| 一三七  | 写真用乾板(現象したものを含む。)                            | 二割   |
| 一三八  | 眼鏡                                           | 二割   |
|      | 一 貴金属、貴金属をめつきた金属、象げ又はべつ甲を用いたもの               | 五割   |
|      | 二 其他                                         | 二割   |
| 一三九  | ガラス鏡                                         | 五割   |
|      | 一 貴金属又は貴金属をめつきた金属を用いたもの                      | 五割   |
|      | 二 其他                                         | 二割   |
| 一二二〇 | ガラス珠玉及びガラス玉(模造貴石、模造金属、模造真珠、模造さんご等のガラス珠玉を含む。) | 二割   |
| 一二二一 | ガラスファイバー、ガラスウール及びこれらの製品                      | 二割五分 |
| 一二二二 | くずガラス                                        | 無税   |
| 一二二三 | ガラス製品(別号に掲げるものを除く。)                          | 五割   |
| 一二二四 | 一 貴金属又は貴金属をめつきた金属を用いたもの                      | 五割   |
|      | 二 其他                                         | 一割五分 |
|      | 甲 電気用のもの又は石英ガラス製のもの                          | 一割五分 |

|      |                                                                                                              |        |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 一四〇六 | 第十四類 金属鉱及び金属                                                                                                 | 二割     |
|      | 乙 其他                                                                                                         | 二割     |
|      | この類の第一四二三号以外の各号に掲げる金属で、当該各号において形状の区分がされていないもの(水銀を除く。)                                                        | 二割     |
|      | 塊、片、粒、粉、棒、板、帯、線、管及び箔状のもの並びに改造用のみに適するくず及び古のものに限り、当該各号に掲げる金属に分類するものとする。                                        | 二割     |
| 一四〇一 | 金属鉱(焼いたものを含む。)                                                                                               | 無税     |
| 一四〇二 | 白金、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム、インジウム及びルセニウム                                                                       | 無税     |
| 一四〇三 | 金                                                                                                            | 無税     |
| 一四〇四 | 銀                                                                                                            | 無税     |
| 一四〇五 | 鉄鋼(別号に掲げる特殊鋼を除く。)                                                                                            | 無税     |
|      | 一 塊及び片                                                                                                       | 一割     |
|      | 甲 銑鉄                                                                                                         | 一割     |
|      | 乙 フェロマンガンの他の合金鉄                                                                                              | 一割     |
|      | 丙 鋼塊及び鋼片(シートバーを含む。)                                                                                          | 一割二分五厘 |
|      | 丁 其他                                                                                                         | 一割二分五厘 |
|      | 二 棒(断面が丁形、アングル形等の形状を有するものを含む。)                                                                               | 一割五分   |
|      | 三 軌條(継目板を含む。)                                                                                                | 一割五分   |
|      | 四 線材(巻いたものに限る。)                                                                                              | 一割五分   |
|      | 五 板                                                                                                          | 一割五分   |
|      | 六 線(リードワイヤ、パラゴンワイヤを含む。)                                                                                      | 一割五分   |
|      | 七 帯                                                                                                          | 一割五分   |
|      | 八 線索、撚線及び有刺鉄線                                                                                                | 一割五分   |
|      | 九 管(別号に掲げるものを除く。)                                                                                            | 一割五分   |
|      | 十 くず及び古のもの(改造用のみに適するものに限る。)                                                                                  | 無税     |
|      | 特殊鋼                                                                                                          | 無税     |
|      | 一 塊、片、棒、線材、板、線及び管(ニッケル、クロム、タングステン、モリブデン、コバルト若しくはワナジウムの含有量が全重量の百分の〇・五以上のもの又は珪素若しくはマンガンの含有量が全重量の百分の一以上のものに限る。) | 一割五分   |
|      | 二 塊、片及び棒(炭素の含有量が全重量の百分の〇・七以上で磷及び硫黄の含有量がそれぞれ全重量の百分の〇・〇三以下のものに限るものとし、別項に掲げるものを除く。)                             | 一割五分   |

[illegible]

|      |                                                              |      |
|------|--------------------------------------------------------------|------|
| 一五二二 | 絶縁電線                                                         | 二割   |
| 一五二三 | 魚用鋸                                                          | 一割五分 |
| 一五四四 | いかり(鉄鋼製のものに限る。)                                              | 一割五分 |
| 一五二五 | くさり(別号に掲げるものを除く。)                                            | 五割   |
|      | 一 貴金属を用いたもの又は貴金属をめつきましたもの                                    |      |
|      | 二 その他                                                        |      |
|      | 甲 鉄鋼製のもの(自転車用チェーンを含む。)                                       | 一割五分 |
|      | 乙 その他                                                        | 二割   |
| 一五二六 | 機械用チェーンベルチング                                                 | 一割五分 |
| 一五二七 | 懷中時計用くさり、眼鏡用くさりその他身辺裝飾用のくさり                                  | 五割   |
|      | 一 金製若しくは白金製のもの又は金めつきましたもの                                    | 二割   |
|      | 二 その他                                                        |      |
| 一五二八 | コック及びバルブ類(貴金属を用いたもの又は貴金属をめつきましたものを除く。)                       | 二割   |
|      | 一 卑金属をめつきましたもの                                               |      |
|      | 二 その他                                                        |      |
| 一五二九 | 甲 鉄鋼製のもの                                                     | 一割五分 |
|      | 乙 その他                                                        | 二割   |
|      | ちようつがい、帽子掛及び戸、窓、家具等に用いる金具                                    |      |
|      | 一 貴金属を用いたもの又は貴金属をめつきましたもの                                    | 五割   |
|      | 二 卑金属をめつきましたもの                                               | 二割   |
|      | 三 その他                                                        |      |
|      | 甲 鉄鋼製のもの                                                     | 一割五分 |
|      | 乙 その他                                                        | 二割   |
| 一五二〇 | 錠及び鍵                                                         | 五割   |
|      | 一 貴金属を用いたもの又は貴金属をめつきましたもの                                    | 二割   |
|      | 二 卑金属をめつきましたもの                                               | 二割   |
|      | 三 その他                                                        |      |
|      | 甲 鉄鋼製のもの                                                     | 一割五分 |
|      | 乙 その他                                                        | 二割   |
| 一五二二 | 白金製のるつぼ及び皿                                                   | 無税   |
| 一五二三 | 機械用の双物(金属、木材その他の硬質物切削用のものに限る。)、工匠具、農具及びこれらの部分品(別号に掲げるものを除く。) |      |
|      | 一 ドリル、ビット、リーマー及びスクリュータツプ(柄又はわくを付けたものを除く。)                    | 二割   |
|      | 二 機械用鋸(BWG二十二番より厚いハックソーブレードで機械用以外の用途に使用するものを含む、これより薄         |      |

|      |                                                                    |      |
|------|--------------------------------------------------------------------|------|
| 一五二三 | いハックソーブレードを除く。)、ミリングカッター及びギアカッター                                   | 二割   |
| 一五四四 | 三 その他                                                              | 一割五分 |
| 一五二四 | スクリージャッキ                                                           | 一割五分 |
|      | 勿物(刃の付いてない安全かみそりを含む、別号に掲げるものを除く。)                                  |      |
|      | 一 貴金属、貴金属をめつきました金属、貴石、半貴石、真珠、真珠貝、さんご、象げ又はべつ甲を用いたもの                 | 五割   |
|      | 二 その他                                                              |      |
|      | 甲 かみそり及びかみそりの刃(刃の付いてない安全かみそりを含む。)                                  | 二割   |
|      | 乙 その他                                                              | 二割   |
| 一五二五 | テーパーフォーク及びスプーン                                                     | 五割   |
|      | 一 貴金属を用いたもの又は貴金属をめつきましたもの                                          | 二割   |
|      | 二 その他                                                              |      |
| 一五二六 | コルクスクリュー                                                           | 一割五分 |
| 一五二七 | 鋸口用キャブシニール                                                         | 一割五分 |
| 一五二八 | クラウンボットルキャツプ                                                       | 二割   |
| 一五二九 | カートリッジケース                                                          | 二割   |
| 一五三〇 | 縫針、編針、留針類(身辺裝飾用のものを除く。)                                            |      |
|      | 一 メリヤス機用針                                                          | 五分   |
|      | 二 その他                                                              | 一割   |
| 一五三一 | 呼鈴及び車用警鈴                                                           | 一割五分 |
| 一五三二 | 自転車用ポンプ                                                            | 一割五分 |
| 一五三三 | 消火器                                                                | 一割五分 |
| 一五三四 | 肉ひき器                                                               | 一割五分 |
| 一五三五 | コーヒー粉碎器                                                            | 一割五分 |
| 一五三六 | アイスクリームフリーザー                                                       | 一割五分 |
| 一五三七 | ストーブ及びその部分品(別号に掲げるものを除く。)                                          | 一割五分 |
| 一五三八 | 電気ストーブ、電気アイロンその他のこれらに類する電熱を利用する器具(工匠用のものを除く。)                      | 二割   |
| 一五三九 | ラジエーター(機械用のものを除く。)                                                 | 一割五分 |
| 一五四〇 | 寝台及びその部分品                                                          | 一割五分 |
| 一五四一 | 金庫(手さげ金庫類を含む。)                                                     | 一割五分 |
| 一五四二 | ナンバリングマシン、デーチングマシン、チェックパーフォレーター、ペンツルシャープナーその他これらに類するもの及びこれらのものの部分品 | 一割五分 |
| 一五四三 | 貨幣(金銀貨幣以外の貨幣で本邦通貨でないものは、分類上改                                       |      |

|      |                                                                                              |      |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 一五四四 | 造用のみに適する金属のくずとみなす。)                                                                          | 無税   |
| 一五四五 | 貴金属製品及び貴金属を用い、又は貴金属をめつきた金属製品(別号に掲げるものを除く。)                                                   | 五割   |
| 一五四六 | 銅製品、真ちゅう製品及び青銅製品(別号に掲げるものを除く。)                                                               | 二割   |
| 一五四七 | アルミニウム製品(別号に掲げるものを除く。)                                                                       | 二割   |
| 一五四八 | 鉄鋼製品(別号に掲げるものを除く。)                                                                           | 二割   |
| 一五四八 | 金属製品(別号に掲げるものを除く。)                                                                           | 二割   |
| 一六〇一 | 第十六類 時計、学術用機器、銃砲、車両、航空機、船舶及び機械類                                                              |      |
| 一六〇二 | 懷中時計及び腕時計(ストップウォッチ等の秒時計を含む。)                                                                 | 五割   |
| 一六〇三 | 一 金側又は白金側のもの                                                                                 | 三割   |
| 一六〇四 | 二 その他                                                                                        | 三割   |
| 一六〇五 | 懷中時計及び腕時計(ストップウォッチ等の秒時計を含む。)                                                                 | 五割   |
| 一六〇六 | 一 金製又は白金製のもの                                                                                 | 三割   |
| 一六〇七 | 二 銀製のもの又は金めつきたもの                                                                             | 三割   |
| 一六〇八 | 三 その他                                                                                        | 三割   |
| 一六〇九 | 甲 ムーブメント(文字板及び指針を付けたものを含む。)                                                                  | 一割   |
| 一六一〇 | 乙 ばね及びひげばね                                                                                   | 二割五分 |
| 一六一一 | 丙 その他                                                                                        | 二割   |
| 一六一二 | 置時計及び掛時計                                                                                     | 二割   |
| 一六一三 | 電気時計(親時計及び子時計を含む。)                                                                           | 二割五分 |
|      | ウォッチマンクロックその他の時刻を記録する時計                                                                      | 二割   |
|      | 置時計、掛時計、電気時計、タワークロック及びウォッチマンクロックその他の時刻を記録する時計の部分品                                            | 二割   |
|      | クロノメーター及びその部分品(懷中用のものを除く。)                                                                   | 一割五分 |
|      | 双眼鏡及び隻眼鏡                                                                                     | 五割   |
|      | 一 貴金属、貴金属をめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象げ、べつ甲又は貝がらを用いたもの                                             | 二割   |
|      | 二 その他                                                                                        | 一割五分 |
|      | 望遠鏡                                                                                          | 二割   |
|      | 顯微鏡及びその部分品                                                                                   | 二割   |
|      | 直尺、曲尺、巻尺、分度器、ワイヤゲージ、スクリューピッチゲージ、シツクネスゲージ、マイクロメーター、キャリパー、デバイダー、レベルその他これらに類するものはかり(錘の無いものを含む。) | 一割五分 |

|      |                                                                           |      |
|------|---------------------------------------------------------------------------|------|
| 一六二四 | はかりの部分品(銚を含む。)                                                            | 一割五分 |
| 一六一五 | ガスメーター                                                                    | 一割五分 |
| 一六一六 | 水量計                                                                       | 一割五分 |
| 一六一七 | 温度計                                                                       | 一割五分 |
|      | 一 体温計(ケース付のものを含む。)                                                        | 一割五分 |
|      | 二 その他                                                                     | 一割五分 |
| 一六一八 | 晴雨計                                                                       | 一割五分 |
| 一六一九 | アンペアメーター、ボルトメーター及びボルトアンペアメーター                                             | 一割五分 |
| 一六二〇 | ワットメーター(ワットアワーメーターを含む。)                                                   | 一割五分 |
| 一六二一 | 圧力計(真空計を含む。)                                                              | 一割五分 |
| 一六二二 | タコメーター、シフスログ、スチームエンジンインジケーター、アナモメーター、ダイナモメーター、サイクロメーター、ベドメーターその他これらに類するもの | 一割五分 |
| 一六二三 | 電池                                                                        | 一割五分 |
| 一六二四 | 電池の部分品(電気用カーボンを除く。)                                                       | 一割五分 |
| 一六二五 | 医療用機器、整形外科用機器及びこれらの部分品(別号に掲げるものを除く。)                                      | 一割五分 |
| 一六二六 | 製図器、測量器及びこれらの部分品(別号に掲げるものを除く。)                                            | 一割五分 |
|      | 一 製図器及びその部分品                                                              | 一割五分 |
|      | 二 その他                                                                     | 二割   |
| 一六二七 | 金銭登録機、計算機その他これらに類するもの及びこれらのものの部分品                                         | 二割   |
|      | 一 金銭登録機及び手動式計算機                                                           | 二割   |
|      | 二 その他                                                                     | 一割五分 |
| 一六二八 | タイプライター及びその部分品                                                            | 一割五分 |
| 一六二九 | 理化学用機器及びその部分品(別号に掲げるものを除く。)                                               | 一割五分 |
| 一六三〇 | 映写機、写真引伸機、幻燈機及びこれらの部分品                                                    | 二割   |
| 一六三一 | 写真機                                                                       | 二割   |
|      | 一 映画用のもの                                                                  | 三割   |
|      | 二 顕微鏡用のもの及び航空機用のもの                                                        | 一割五分 |
|      | 三 その他                                                                     | 四割   |
| 一六三二 | 写真機の部分品                                                                   | 二割   |
|      | 一 レンズ                                                                     | 二割   |
|      | 二 暗箱                                                                      | 二割   |
| 一六三三 | 甲 映画用のもの                                                                  | 二割   |
|      | 乙 顕微鏡用のもの及び航空機用のもの                                                        | 一割五分 |
|      | 丙 その他                                                                     | 三割   |

|      |                                                              |      |
|------|--------------------------------------------------------------|------|
| 一六三三 | 三 製版用スクリーン                                                   | 二割   |
| 一六三四 | 四 その他                                                        | 三割   |
| 一六三五 | 蓄音機(ラジオ受信装置を有するものを除く。)                                       | 四割   |
| 一六三六 | 蓄音機(ラジオ受信装置を有するものを除く。)                                       | 三割   |
| 一六三七 | 蓄音機(ラジオ受信装置を有するものを除く。)                                       | 二割   |
| 一六三八 | 楽器の部分品及び付属品                                                  | 一割五分 |
| 一六三九 | 電信機、電話機及びこれらの部分品(別号に掲げるものを除く。)                               | 一割五分 |
| 一六四〇 | 一 有線電信機及び有線電話機                                               | 一割五分 |
| 一六四一 | 二 無線電信機及び無線電話機(ラジオ受信機及びテレビジョン受信機を含む。)                        | 二割   |
| 一六四二 | 三 その他                                                        | 三割   |
| 一六四三 | 甲 真空管                                                        | 一割五分 |
| 一六四四 | 乙 その他                                                        | 三割   |
| 一六四五 | 銃砲及びその部分品                                                    | 二割   |
| 一六四六 | 一 小銃                                                         | 一割五分 |
| 一六四七 | 二 その他                                                        | 一割五分 |
| 一六四八 | 鉄道機関車及び鉄道機関車用炭水車                                             | 一割五分 |
| 一六四九 | 鉄道車両(別号に掲げるものを除く。)                                           | 一割五分 |
| 一六五〇 | 鉄道機関車、鉄道機関車用炭水車及びその他の鉄道車両の部分品(別号に掲げるものを除く。)                  | 一割五分 |
| 一六五一 | 自動車(自動三輪車及び原動力機の付いたシッシを含む。)                                  | 四割   |
| 一六五二 | 一 乗用車                                                        | 一割五分 |
| 一六五三 | 二 その他(バス、トラック、けん引車、救急車、消防車、散水車、道路掃除車及び液体運搬車を含む、無限軌道式のものを除く。) | 三割   |
| 一六五四 | 自動車(自動三輪車及び原動力機の付いたシッシを含む。)                                  | 三割   |
| 一六五五 | 一 シッシ                                                        | 三割   |
| 一六五六 | 二 その他                                                        | 三割   |
| 一六五七 | 自転車(サイドカー付のものを除く。)                                           | 三割   |
| 一六五八 | 一 機関付のもの                                                     | 三割   |
| 一六五九 | 二 その他                                                        | 三割   |
| 一六六〇 | 自転車(原動力機及びチェーンを除く。)                                          | 一割五分 |
| 一六六一 | 車両及びその部分品(別号に掲げるものを除く。)                                      | 一割五分 |
| 一六六二 | 航空機及びその部分品(原動力機を除く。)                                         | 一割五分 |
| 一六六三 | 船舶                                                           | 一割五分 |
| 一六六四 | ボイラー                                                         | 一割五分 |

|      |                                              |      |
|------|----------------------------------------------|------|
| 一六五〇 | ボイラーの部分品及び付属品(別号に掲げるものを除く。)                  | 一割五分 |
| 一六五一 | メカニカルストローカー                                  | 一割五分 |
| 一六五二 | フューエルエコノマイザー                                 | 一割五分 |
| 一六五三 | フィードウォーターヒーター                                | 一割五分 |
| 一六五四 | インゼクター及びエゼクター                                | 一割五分 |
| 一六五五 | 蒸気機関車(鉄道機関車以外のものに限り。及びボータブルスチームエンジン          | 一割五分 |
| 一六五六 | 蒸気タービン及びその部分品                                | 一割五分 |
| 一六五七 | 蒸気機関(別号に掲げるものを除く。)                           | 一割五分 |
| 一六五八 | 内燃機関                                         | 一割五分 |
| 一六五九 | 一 自動車用又は自転車用のもの                              | 三割   |
| 一六六〇 | 二 その他                                        | 一割五分 |
| 一六六一 | ウオータータービン及びベルト水車                             | 一割五分 |
| 一六六二 | 発電機、電動機、回転変流機、周波数変換機、回転変相機及び電機子              | 一割五分 |
| 一六六三 | 変圧機                                          | 一割五分 |
| 一六六四 | 原動力機と発電機とを結合したもの                             | 一割五分 |
| 一六六五 | 一 蒸気タービンと結合したもの                              | 一割五分 |
| 一六六六 | 二 その他                                        | 一割五分 |
| 一六六七 | 原動力機(別号に掲げるものを除く。)                           | 一割五分 |
| 一六六八 | プロック及びチェーンプロック                               | 一割五分 |
| 一六六九 | クレールン                                        | 一割五分 |
| 一六七〇 | キャブスタン、ウインチ、ウインドラスその他これらに類するもの(別号に掲げるものを除く。) | 一割五分 |
| 一六七一 | ロードローラー                                      | 一割五分 |
| 一六七二 | コンクリートミキサー                                   | 一割五分 |
| 一六七三 | いゆんせつ機                                       | 一割五分 |
| 一六七四 | パワーハンマー                                      | 一割五分 |
| 一六七五 | 気体圧縮機                                        | 一割五分 |
| 一六七六 | ミシン(ミシンの頭部を含む。)                              | 一割五分 |
| 一六七七 | ミシンの部分品及び付属品(針を除く。)                          | 一割五分 |
| 一六七八 | 潜水器及びその部分品                                   | 一割五分 |
| 一六七九 | ポンプ(別号に掲げるものを除く。)                            | 一割五分 |
| 一六八〇 | 送風機(扇風機を含む。)                                 | 一割五分 |
| 一六八一 | 水圧機                                          | 一割五分 |
| 一六八二 | ニューマチックツール及びニューマチックマシン(別号に掲げるものを除く。)         | 一割五分 |
| 一六八三 | 金属工機械及び木工機械(ローリングマシン、ドロッキングマ                 | 一割五分 |

|      |                                                                                                        |      |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 一六八〇 | シン、ネールメーキングマシン、モールジグマシン、フランジグマシン、ベンジグマシン、リベツチグマシン等を含む。並びに金属及び木以外の硬質物加工用の切削機械（ニューマチックのもの及び別号に掲げるものを除く。） | 一割五分 |
| 一六八一 | 紡績機械、紡績準備機械、紡績糸整理機械及び燃糸製造機械（ジンニングマシン、スコアリングマシン、バンドリングマシン等を含む。）                                         | 一割五分 |
| 一六八二 | 織機、織布準備機械及び織布整理機械                                                                                      | 一割五分 |
| 一六八三 | メリヤス機械                                                                                                 | 一割五分 |
| 一六八四 | 糸布染色機械（なつ、染機械を含む。）糸布漂白機械及びマーセライジグマシン                                                                   | 一割五分 |
| 一六八五 | 製紙機械及び製紙準備機械                                                                                           | 一割五分 |
| 一六八六 | 印刷機械                                                                                                   | 一割五分 |
| 一六八七 | 機械（別号に掲げるものを除く。）                                                                                       | 一割五分 |
| 一六八八 | 軸受及びその部分品                                                                                              | 二割五分 |
|      | 機械の部分品（別号に掲げるものを除く。）                                                                                   | 一割五分 |
|      | 一 鉄鋼製のホイール（歯車を含む。）                                                                                     | 一割五分 |
|      | 二 ロール及びローラー                                                                                            | 一割五分 |
|      | 三 紡績機械及び織機の部分品（針布を含む。）                                                                                 | 一割五分 |
|      | 四 製紙用の金網及びフェルト（エンドレスのものに限る。）                                                                           | 一割五分 |
|      | 五 その他                                                                                                  | 一割五分 |
| 一七〇一 | 第十七類 雑品                                                                                                |      |
| 一七〇二 | この類において「絹」とは、天然絹をいう。                                                                                   |      |
| 一七〇三 | コブラ                                                                                                    | 無税   |
| 一七〇四 | ふのり、石花菜及びアイリッシュモス                                                                                      | 無税   |
| 一七〇五 | カツサバルト                                                                                                 | 一割   |
| 一七〇六 | こんにやく芋（切干のもの及び粉状のものを含む。）                                                                               | 一割五分 |
| 一七〇七 | 麦わら、わら、バナマストロー、やしの葉、いぐさ、葦、蔓その他これらに類するもの                                                                | 五分   |
| 一七〇八 | 籐                                                                                                      | 五分   |
| 一七〇九 | 一 割つてないもの                                                                                              | 無税   |
| 一七一〇 | 二 その他                                                                                                  | 一割   |
| 一七一〇 | 竹                                                                                                      | 一割   |
| 一七一〇 | コルク及びその製品                                                                                              | 無税   |
| 一七一〇 | 一 樹皮のままのもの                                                                                             | 無税   |
| 一七一〇 | 二 板にしたもの                                                                                               | 五分   |
| 一七一〇 | 三 くず及び古のもの                                                                                             | 無税   |
| 一七一〇 | 四 その他                                                                                                  | 一割   |
| 一七〇九 | 木材                                                                                                     |      |
| 一七一〇 | 一 単に切り、ひき、又は割つたもの                                                                                      |      |
| 一七一〇 | 甲 バイン、ファー、シダーその他の針葉樹                                                                                   |      |
| 一七一〇 | イ シダー（長さが二十センチメートル、幅が七センチメートル、厚さが七ミリメートルをそれぞれこえないものに限る。）                                               | 無税   |
| 一七一〇 | ロ その他                                                                                                  |      |
| 一七一〇 | ロの一 ホワイトシダー、イエローシダーその他のひのき属のもの、レッドシダーその他のねずこの属のもの及びヘムロックその他のつが属のもの（厚さが二百ミリメートルをこえないものに限る。）             | 五分   |
| 一七一〇 | ロの二 その他                                                                                                | 無税   |
| 一七一〇 | イ その他                                                                                                  |      |
| 一七一〇 | イ かりん、つげ、たがやさん、紅木、紫檀及び黒檀（しま黒檀を除く。）                                                                     | 二割   |
| 一七一〇 | ロ チーク                                                                                                  | 無税   |
| 一七一〇 | ハ 桐                                                                                                    | 五分   |
| 一七一〇 | ニ その他                                                                                                  | 無税   |
| 一七一〇 | 甲 かりん、つげ、たがやさん、紅木、紫檀及び黒檀（しま黒檀を除く。）                                                                     | 三割   |
| 一七一〇 | 乙 マツチの軸木                                                                                               | 無税   |
| 一七一〇 | 丙 その他                                                                                                  | 一割五分 |
| 一七一〇 | 丙の箱、たる等に仕組んだ板                                                                                          | 五分   |
| 一七一〇 | ファイターマス（植物質のものに限る。）                                                                                    | 無税   |
| 一七一〇 | 薪材                                                                                                     | 無税   |
| 一七一〇 | 木炭                                                                                                     | 無税   |
| 一七一〇 | 一 燃料用のもの                                                                                               | 無税   |
| 一七一〇 | 二 その他                                                                                                  | 一割   |
| 一七一〇 | 骨炭                                                                                                     | 無税   |
| 一七一〇 | 骨灰                                                                                                     | 無税   |
| 一七一〇 | 電球用フィラメント                                                                                              | 一割   |
| 一七一〇 | 電氣用カーボン（別号に掲げるものを除く。）                                                                                  | 一割   |
| 一七一〇 | 一 粉状又は粒状のもの                                                                                            | 一割   |
| 一七一〇 | 二 その他                                                                                                  | 一割五分 |
| 一七一〇 | 甲 一個の重量が三百グラムをこえないもの                                                                                   | 一割五分 |
| 一七一〇 | 乙 その他                                                                                                  | 一割   |

|      |                                                                                                                    |                      |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 一七二八 | 白金、ワナジウム、鉄又はこの化合物を含む触媒                                                                                             | 無税                   |
| 一七一九 | 製帽用さなだ                                                                                                             | 一割                   |
| 一七二〇 | むしろ（植物性材料で作つたものに限るものとし、織物類に用いる繊維で作つたものを除く。）<br>一 包装用のもの<br>二 その他                                                   | 無税<br>一割             |
| 一七二一 | 麦わら、わら、バナマストロー、やしの葉、いぐさ、葦、竹、籐、蔓その他これらに類するものの製品（別号に掲げるものを除く。）<br>一 あんべら袋<br>二 その他                                   | 無税<br>二割             |
| 一七二二 | かさの柄、つえ、むち及びこれらのにぎり<br>一 貴金屬、貴金屬をめつきた金屬、貴石、半貴石、真珠、さんご、象げ又はべつ甲を用いたもの<br>二 その他                                       | 五割<br>二割             |
| 一七二三 | かさ<br>一 絹製又は絹入のもの<br>二 その他                                                                                         | 三割<br>二割             |
| 一七二四 | 木製品（別号に掲げるものを除く。）<br>一 貴金屬、貴金屬をめつきた金屬、貴石、半貴石、真珠、さんご、象げ又はべつ甲を用いたもの<br>二 その他<br>甲 かりん、つげ、たがやさん、紅木、紫檀及び黒檀の製品<br>乙 その他 | 五割<br>二割<br>四割<br>二割 |
| 一七二五 | タードフェルト、タードペーパーその他これらに類するもの（屋根、船底等に用いるものでタール、アスファルト、樹脂等を施したものに限る。）<br>ポイラーフェルト                                     | 一割                   |
| 一七二六 | ゴム製品（ガタバーチャ製品を含み、別号に掲げるものを除く。）<br>一 インディアラバー液、インディアラバーペーストその他のバルカニゼーションを施さないインディアラバー<br>二 デンタルラバー<br>三 その他         | 五分<br>無税<br>一割五分     |
| 一七二八 | くず又は古のゴム（ガタバーチャを含み、改造用のみに適するものに限る。）                                                                                | 無税                   |
| 一七二九 | バルカナイズドファイバー（棒、板及び管等のものを含む。）                                                                                       | 二割                   |
| 一七三〇 | セルロイド及びその製品（別号に掲げるものを除く。）                                                                                          | 二割                   |

|      |                                                                                                                                                                                                     |                                                  |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 一七三一 | くず又は古のセルロイド（改造用のみに適するものに限る。）                                                                                                                                                                        | 二割                                               |
| 一七三二 | ガラス及びその製品（別号に掲げるものを除く。）                                                                                                                                                                             | 一割五分                                             |
| 一七三三 | 合成樹脂及びその製品（くずを含み、別号に掲げるものを除く。）                                                                                                                                                                      | 三割                                               |
| 一七三四 | ブラッシ及びほうき<br>一 貴金屬、貴金屬をめつきた金屬、象げ又はべつ甲を用いたもの<br>二 その他                                                                                                                                                | 五割<br>二割                                         |
| 一七三五 | ランプその他の照明具及びその部分品（別号に掲げるものを除く。）<br>一 安全燈、船燈、白熱電球、ソケット、シェード、ホールダー及びガスマントル<br>二 医療用ランプ<br>三 その他<br>写真用フィルム（現象したものを含む。）<br>一 レントゲン線用のもの<br>二 その他                                                       | 一割五分<br>一割<br>二割<br>一割<br>一割<br>三割<br>一割五分       |
| 一七三六 | セラチンペーパー                                                                                                                                                                                            | 四割                                               |
| 一七三七 | 造花（模造の葉、果実等を含む。）及びその部分品                                                                                                                                                                             | 四割                                               |
| 一七三八 | 化粧具箱                                                                                                                                                                                                | 四割                                               |
| 一七三九 | 万年筆（ボールペンを含む。）                                                                                                                                                                                      | 五割                                               |
| 一七四〇 | 軸又はキャップに貴金屬、貴金屬をめつきた金屬、貴石、半貴石、真珠、さんご、象げ又はべつ甲を用いたもの<br>一 軸又はキャップに貴金屬、貴金屬をめつきた金屬、貴石、半貴石、真珠、さんご、象げ又はべつ甲を用いたもの<br>二 その他<br>甲 万年筆及び繰出鉛筆<br>乙 鉛筆及び鉛筆の芯<br>丙 その他<br>イ ペン先<br>ロ その他<br>イの二 金製のもの<br>イの二 その他 | 五割<br>二割五分<br>二割<br>二割<br>二割<br>二割<br>一割五分<br>二割 |
| 一七四一 | 野球用具、庭球用具、卓球用具、ビリヤード用具、チェス用具その他の運動用具及び遊戯用具並びにこれらの部分品及び附属品（ブレイキングカードを除く。）<br>一 野球用具、庭球用具その他の戶外運動用具並びにその部分品及び附属品<br>二 その他                                                                             | 二割<br>二割<br>三割                                   |

|       |                                                        |    |
|-------|--------------------------------------------------------|----|
| 一七四二  | 玩具                                                     | 四割 |
| 一七四三  | ひな形                                                    | 無税 |
| 一七四四  | 飼料                                                     | 無税 |
| 一七四五  | 穀類                                                     | 無税 |
| 一七四六  | 米ぬか                                                    | 無税 |
| 一七四七  | 油かす、食用に適しない乾魚、骨粉、血粉、グアノ、過磷酸石灰、石灰窒素その他の肥料(別号に掲げるものを除く。) | 無税 |
| 一七四八  | 変性糖みつ                                                  | 五分 |
| 一七四九  | 別号に掲げない物品                                              | 五分 |
| 二 未製品 |                                                        |    |
| 二 その他 |                                                        |    |
| 甲     | 貴金属、貴金属をめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象げ又はべつ甲を用いたもの             | 五割 |
| 乙     | その他                                                    | 二割 |

附 則

- この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。
- 左に掲げる法律は、廃止する。  
釐製品等の輸入税に関する法律(大正十三年法律第二十四号)  
輸入税の従量税率に関する法律(昭和七年法律第四号)  
食糧の輸入税を免除する法律(昭和二十二年法律第八十八号)
- 改正前の関税定率法第九條第二項の規定は、この法律施行前に同項の規定により輸入税の全部又は一部の免除を受けた物品については、この法律施行後も、一年間、なおその効力を有する。
- 関税定率法 別表輸入税番号第七百五号合成染料の項中第六項建築染料乙 その他の税率は、当分の間、同表の税率にかかわらず、一割五分とする。
- 鉄の輸入税免除に関する法律(昭和十六年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。  
第一項中第四百六十二号ニ掲グル鉄(別号ニ掲ケタル特殊鋼ヲ除ク)を「第千四百五号ニ掲グル鉄鋼(別号に掲げる特殊鋼を除く。)」に改める。
- 貴金屬管理法(昭和二十五年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。  
別表を次のように改める。

別表

| 関税定率法別表輸入税表 |        |
|-------------|--------|
| 番号          | 品 名    |
| 五〇一         | 植物性揮発油 |
| 二 その他       | バイン油   |
| 乙 その他       |        |

|      |                                              |                                               |
|------|----------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 六九五  | 薬材、化学薬、医薬及びその調合品(別号に掲げるものを除く。)               | 青化石灰及び浮遊選鉱剤                                   |
| 一四〇六 | 特殊鋼                                          | ドリルスチール                                       |
| 一六六六 | キャブスタン、ウイソチ、ウインドラスその他これらに類するもの(別号に掲げるものを除く。) | スラッシュャーホイスト                                   |
| 一六七八 | ニューマチックツール及びニューマチックマシン(別号に掲げるものを除く。)         | ドリフター                                         |
| 一六八六 | 機械(別号に掲げるものを除く。)                             | 試験機、物理探鉱機、エヤー<br>ストウイングマシン、選鉱<br>用機械及び青化製錬用機械 |

7 つむぎ等の輸入税を免除する法律(昭和二十五年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。  
別表を次のように改める。

別表

| 関税定率法別表輸入税表    |                                                                     |
|----------------|---------------------------------------------------------------------|
| 番号             | 品 名                                                                 |
| 九〇二            | 亜麻、ちよ麻、ラミー、大麻又は黄麻の織物及びこれらの繊維の交織物並びにこれらの繊維と綿との交織物                    |
| 二 平織布、紋織布及び繡織布 | 上布(織幅が三十二センチメートルをこえ四十センチメートルをこえない平織のものにかすり又はしま柄のものに限る。)             |
| 丙 その他          |                                                                     |
| 九〇六            | 絹織物及び絹を交えた織物(別号に掲げるものを除く。)                                          |
| 三 その他          | つむぎ(織幅が三十二センチメートルをこえ四十センチメートルをこえない天然絹製のもので、且つ、かすり染の糸を使用した平織のものに限る。) |

三月二日予備審査のため本委員会に左の事件を付託された。

一、旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

一、国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案

一、資金運用部資金法案

旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

第二條第一項中「医療施設」を「医療施設若しくは社会事業施設」に、「第一條を第一條若しくは第九十八條に」、「三年を六年に」、「二割を四割に」、「これを譲渡することが出来る。」を「これを譲渡し、又は時価の五割以内において減額した対価でこれを貸し付けることができる。但し、時価の五割以内において減額した対価で貸し付けることができる場合は、昭和二十六年三月三十一日において既に貸し付けてある財産を引き続き従前の借受人に対して貸し付ける場合に限る。」に改め、同條第二項中「譲渡又は貸付」に改め、同條第三項中「譲渡した後」を「譲渡し、又は貸し付けた後」に、「その割引額を追徴を」、「当該財産を譲渡した場合にはその割引額を追

徴し、当該財産を貸し付けた場合にはその契約を解除」に改め、同條に次の一項を加える。

4 第一項の社会事業施設とは、社会事業法（昭和十三年法律第五十九号）第一條に規定する事業の用に供する施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七條に規定する児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五條第一項に規定する身体障害者更生援護施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八條第二項に規定する保護施設及び保護を要する引揚者又は被災者の寮をいう。

第三條第一項中「若しくは戦時補償特別措置法（昭和二十一年法律第三十八号）」を、「戦時補償特別措置法（昭和二十一年法律第三十八号）」と改める。

第五條中「学校」を「学校その他の教育施設」に改める。

附則  
この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案

国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案

（退職年金、廃疾年金及び遺族年金の額の改正）

第一條 昭和二十五年十二月三十一日以前における俸給をその年金額の算定の基準とした国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）以下「共済組合法」という。の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金、（同法第九十四條の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。）については、昭和二十六年一月分以後その年金額を左の各号により算定した額に改定する。

一 昭和二十三年十一月三十日以前における俸給をその年金額の算定の基準とした共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金（同法第九十四條の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。）については、昭和二十六年一月分以後その年金額を左の各号により算定した額に改定する。

二 昭和二十三年十二月一日以後における俸給をその年金額の算定の基準とした共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金については、その年金額の算定の基準となつた俸給に

金額の算定の基準となつた俸給に

金額の算定の基準となつた俸給に

金額の算定の基準となつた俸給に

金額の算定の基準となつた俸給に

金額の算定の基準となつた俸給に

金額の算定の基準となつた俸給に

金額の算定の基準となつた俸給に

金額の算定の基準となつた俸給に

金額の算定の基準となつた俸給に

金額の算定の基準となつた俸給に

金額の算定の基準となつた俸給に

金額の算定の基準となつた俸給に

金額の算定の基準となつた俸給に

金額の算定の基準となつた俸給に

金額の算定の基準となつた俸給に

金額の算定の基準となつた俸給に

金額の算定の基準となつた俸給に

金額の算定の基準となつた俸給に

金額の算定の基準となつた俸給に

金額の算定の基準となつた俸給に

金額の算定の基準となつた俸給に

金額の算定の基準となつた俸給に

金額の算定の基準となつた俸給に

金額の算定の基準となつた俸給に

別表

| 第一條又は第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第百三十五号別表第一若しくは第二の仮定俸給又は第一條第一項第二号の俸給 | 假定俸給    | 第一條又は第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第百三十五号別表第一若しくは第二の仮定俸給又は第一條第一項第二号の俸給 | 假定俸給     | 第一條又は第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第百三十五号別表第一若しくは第二の仮定俸給又は第一條第一項第二号の俸給 | 假定俸給     |
|-----------------------------------------------------------------------|---------|-----------------------------------------------------------------------|----------|-----------------------------------------------------------------------|----------|
| 三、一八四〇円                                                               | 三、八五〇〇円 | 五、六〇〇〇円                                                               | 七、三〇〇〇円  | 九、八四七〇円                                                               | 一三、七〇〇〇円 |
| 三、一七三〇円                                                               | 四、〇〇〇〇円 | 五、七六〇〇円                                                               | 七、五〇〇〇円  | 一〇、一二九〇円                                                              | 一四、二〇〇〇円 |
| 三、一六二〇円                                                               | 四、一五〇〇円 | 五、九二〇〇円                                                               | 七、八〇〇〇円  | 一〇、四一九〇円                                                              | 一四、七〇〇〇円 |
| 三、一五一〇円                                                               | 四、三〇〇〇円 | 六、〇九四〇円                                                               | 八、一〇〇〇円  | 一〇、七一一〇円                                                              | 一五、二〇〇〇円 |
| 三、一四〇〇円                                                               | 四、四五〇〇円 | 六、二六八〇円                                                               | 八、四〇〇〇円  | 一一、〇二四〇円                                                              | 一五、七〇〇〇円 |
| 三、一三〇〇円                                                               | 四、六〇〇〇円 | 六、四四二〇円                                                               | 八、七〇〇〇円  | 一一、三三九〇円                                                              | 一六、二〇〇〇円 |
| 三、一二〇〇円                                                               | 四、七五〇〇円 | 六、六三三〇円                                                               | 九、〇〇〇〇円  | 一一、六六四〇円                                                              | 一六、七〇〇〇円 |
| 三、一一〇〇円                                                               | 四、九〇〇〇円 | 六、八二三〇円                                                               | 九、三〇〇〇円  | 一二、九九八〇円                                                              | 一七、二〇〇〇円 |
| 三、一〇〇〇円                                                               | 五、〇五〇〇円 | 七、〇一八〇円                                                               | 九、六〇〇〇円  | 一二、三三一〇円                                                              | 一七、七〇〇〇円 |
| 四、一〇五〇円                                                               | 五、二〇〇〇円 | 七、二一九〇円                                                               | 九、九〇〇〇円  | 一二、六九五〇円                                                              | 一八、三〇〇〇円 |
| 四、一〇〇〇円                                                               | 五、三五〇〇円 | 七、四二六〇円                                                               | 一〇、二〇〇〇円 | 一二、〇五八〇円                                                              | 一九、五〇〇〇円 |
| 四、一〇〇〇円                                                               | 五、五〇〇〇円 | 七、六三八〇円                                                               | 一〇、五〇〇〇円 | 一二、四三三〇円                                                              | 二〇、一〇〇〇円 |
| 四、一〇〇〇円                                                               | 五、七〇〇〇円 | 七、八五七〇円                                                               | 一〇、八〇〇〇円 | 一二、八一二〇円                                                              | 二〇、八〇〇〇円 |
| 四、一〇〇〇円                                                               | 五、九〇〇〇円 | 八、〇八二〇円                                                               | 一一、一〇〇〇円 | 一三、二一六〇円                                                              | 二一、五〇〇〇円 |
| 四、一〇〇〇円                                                               | 六、一〇〇〇円 | 八、三一三〇円                                                               | 一一、四〇〇〇円 | 一三、六一九〇円                                                              | 二二、二〇〇〇円 |
| 四、一〇〇〇円                                                               | 六、三〇〇〇円 | 八、五五一〇円                                                               | 一一、七〇〇〇円 | 一四、〇三七〇円                                                              | 二二、九〇〇〇円 |
| 四、一〇〇〇円                                                               | 六、五〇〇〇円 | 八、七九六〇円                                                               | 一二、〇〇〇〇円 | 一四、四六七〇円                                                              | 二三、六〇〇〇円 |
| 四、一〇〇〇円                                                               | 六、七〇〇〇円 | 九、〇四七〇円                                                               | 一二、三〇〇〇円 | 一四、八三六〇円                                                              | 二四、三〇〇〇円 |
| 四、一〇〇〇円                                                               | 六、九〇〇〇円 | 九、三〇六〇円                                                               | 一二、六〇〇〇円 | 一五、二三四〇円                                                              | 二五、〇〇〇〇円 |
| 四、一〇〇〇円                                                               | 七、一〇〇〇円 | 九、五七三〇円                                                               | 一二、九〇〇〇円 | 一五、六三四〇円                                                              | 二五、〇〇〇〇円 |

備考

一 第一條又は第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第百三十五号別表第一若しくは第二の假定俸給又は第一條第一項第二号の俸給が三、一八四円未満

満のときは、その假定俸給又は俸給の一・二二倍に相当する金額（円位未満の端数は、切り捨てる。）を假定俸給とし、假定俸給又は俸給が一六、八三四円をこえるときは、その假定俸給又は俸給の一・四

九倍に相当する金額（円位未満の端数は、切り捨てる。）を假定俸給とする。  
二 第一條の規定による年金額の改定の基準となる同條第一項第二号の俸給が三、一八四円以上一六、八三四円未満の

ときにその俸給がこの表記載の額に合致しないものについては、その直近多額の俸給に対応する假定俸給による。

資金運用部資金法案

資金運用部資金法

（目的）

第一條 この法律は、郵便貯金（郵便振替貯金を含む。以下同じ。）米國対日援助見返資金特別会計以外の政府の特別会計の積立金及び余裕金その他の資金で法律又は政令の規定により資金運用部に預託されたもの並びに資金運用部特別会計の積立金及び余裕金を資金運用部資金として統合管理し、その資金を確実且つ有利な方法で運用することにより、公共の利益の増進は寄與せしめることを目的とする。

（資金運用部への預託の義務）

第二條 郵便貯金として受け入れた資金は、郵便貯金の日常の拂いもどしに必要な資金を除く外、資金運用部に預託しなければならない。

2 政府の特別会計（資金運用部特別会計を除く。）の歳入歳出の決算上の剰余金を積み立てた積立金は、すべて資金運用部に預託しなければならない。但し、簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金を簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）の規定に基き保険契約者に貸し付ける場合及び郵便年金法（昭和二十四年法律第六十九号）の規定に基き年金契約者、年金受取人又は年金継続受取人に貸し付ける場合においては、この限りでない。

（国庫余裕金及び特別会計の余裕金の運用）

第三條 国庫余裕金は、資金運用部に預託することができる。

2 政府の特別会計（米國対日援助見返資金特別会計及び資金運用部特別会計を除く。）の余裕金は、資金運用部への預託の方法による外、運用してはならない。但し、国債整理基金特別会計において国債を保有する場合は、この限りでない。

（資金運用部預託金）  
第四條 第二條若しくは前條第一項又は他の法律若しくは政令の規定により資金運用部に預託された資金（以下「資金運用部預託金」という。）の契約上の預託期間（以下本條中「約定期間」という。）は、三月を下らないものとする。

2 資金運用部預託金の約定期間満了前の拂いもどしを受けようとするときは、預託者は、その拂いもどしを受けようとする日前三十日をこえない範囲内で大蔵大臣が定める期間以前に、あらかじめその旨を大蔵大臣に通知しなければならない。

3 資金運用部預託金には、左の利率により利子を附する。  
一 約定期間三月以上一年未満のもの 年三分五厘  
二 約定期間一年以上三年未満のもの 年四分五厘  
三 約定期間三年以上五年未満のもの 年五分  
四 約定期間五年以上のもの 年五分五厘

4 第二項の規定により約定期間満了前に拂いもどしを行つた金額に

対しては、その金額の預託されて  
いた期間が三月未満のときは利子  
を附さず、三月以上のときは、前  
項の規定にかかわらず、その期間  
に応じ左の利率により利子を附す  
る。

一 預託されていた期間が三月以  
上一年未満のとき 年三分

二 預託されていた期間が一年以  
上三年未満のとき 年四分

三 預託されていた期間が三年以  
上のとき 年四分五厘

5 資金運用部預託金に対しては、  
その約定期間満了の日又は第二項  
の規定により期限前の拂いもどし  
をした日の外、約定期間一年以上  
の資金運用部預託金については、  
毎年三月三十一日及び九月三十日  
に、当該預託金の経過預託期間に  
対する第三項又は前項の規定によ  
る利子を支拂う。

6 資金運用部預託金に対しては、  
預託金証書を発行する。

(資金運用部預託金の取扱手続)  
第五條 前條に規定するものを除く  
外、資金運用部預託金の取扱手続  
は、大蔵大臣が定める。

(資金運用部資金の管理及び運用  
並びに区分経理)  
第六條 資金運用部預託金並びに資  
金運用部特別会計の積立金及び余  
裕金は、資金運用部資金とし、大  
蔵大臣が管理及び運用する。

2 資金運用部資金は、他の政府資  
金と区分して経理するものとす  
る。

(資金運用部資金の運用)

第七條 資金運用部資金は、左に掲  
げるものに運用することができ  
る。

一 国債

二 国に対する貸付

三 法律の定めるところにより、  
予算について国会の議決を経、  
又は承認を得なければならぬ  
法人の発行する債券

四 前号に規定する法人に対する  
貸付

五 地方債

六 地方公共団体に対する貸付

七 特別の法律により設立され  
た法人(第三号に規定する法人を  
除く)で、国、第三号に規定する  
法人及び地方公共団体以外の者  
の出資のないもののうち、特別  
の法律により債券を発行し得る  
ものの発行する債券

八 前号に規定する法人に対する  
貸付

九 銀行、農林中央金庫又は商工  
組合中央金庫(以下本條中「金  
融機関」という。)の発行する債  
券(以下「金融債」という。)

2 前項の規定により金融債に運用  
する資金運用部資金の額は、資金  
運用部資金の総額の三分の一をこ  
えてはならない。

3 資金運用部資金を金融債に運用  
する場合においては、一の金融機  
関の発行する金融債の五割又は一  
の金融機関の一回に発行する金融  
債の六割をこえる割合の金融債の  
引受、応募又は買入を行つてはな  
らない。又、資金運用部が引受、  
応募又は買入を行う金融債は、利

率、担保、償還の方法、期限その  
他の條件において、資金運用部以  
外の者の引受、応募又は買入に係  
るものとその種類を同じくするも  
のでなければならぬ。

(資金運用部資金運用審議会の設  
置)  
第八條 資金運用部資金の運用を適  
正にするため、総理府の附属機関  
として資金運用部資金運用審議会  
(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の権限)  
第九條 審議会は、大蔵大臣の諮問  
に応じ、資金運用部資金の運用の  
方針及び条件その他の資金運用部  
資金の運用に関する重要事項を調  
査審議する。

2 審議会は、資金運用部資金の運  
用に関し、大蔵大臣に随時意見を  
述べることが出来る。

(審議会の組織)

第十條 審議会は、内閣総理大臣、  
大蔵大臣、郵政大臣及び委員十人  
以内で組織する。

2 審議会の委員は、左に掲げる者  
をもつて充てる。

一 地方財政委員会委員長

二 大蔵事務次官

三 厚生事務次官

四 郵政事務次官

五 経済安定本部副長官

六 会計検査院事務総局長

七 日本銀行総裁

八 学識又は経験のある者

三人以内

3 前項第八号の委員は、内閣総理  
大臣が任命し、その任期は、二年  
とする。

4 審議会の委員は、非常勤とす  
る。

(審議会の会長及び副会長)  
第十一條 内閣総理大臣は、審議会  
の会長として、会務を総理する。

2 大蔵大臣及び郵政大臣は、審議  
会の副会長として、会長を補佐  
し、会長に事故があるときは、会  
長の指名する副会長が会長の職務  
を行う。

(資金運用部資金運用計画の諮問)  
第十二條 大蔵大臣は、毎年度資金  
運用部資金の運用に關して必要な  
計画を定め、あらかじめ審議会の  
議に付さなければならぬ。その  
計画を変更しようとするときも、  
また同様とする。

(資金運用部資金運用報告書)  
第十三條 大蔵大臣は、毎年度資金  
運用部資金運用報告書を作成し、  
当該年度経過後四月以内に、審議  
会に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、当該年度の  
資金運用部資金の運用の状況及び  
運用資産の異動に關する重要な事  
項を記載するとともに、当該年度  
未現在の資金運用部の貸借対照表  
を添附しなければならない。

(審議会の運営に關する細目の政  
令への委任)  
第十四條 前五條に定めるものを除  
く外、審議会の運営に關し必要な  
事項は、政令で定める。

(資金運用部資金の出納執行命令  
の委任)  
第十五條 大蔵大臣は、資金運用部  
資金の出納執行の命令を部下の部  
局の長に行わせることができる。

(資金運用部資金の運用に關する  
事務の委任)  
第十六條 大蔵大臣は、大蔵省令で  
定めるところにより、資金運用部  
資金の運用に關する事務の一部を  
日本銀行に取り扱わせることがで  
きる。

附則

1 この法律は、昭和二十六年四月  
一日から施行する。

2 預金部預金法(大正十四年法律  
第二十五号)は、廃止する。

3 この法律施行の際大蔵省預金部  
に屬する資産及び負債は、資金運  
用部に歸属するものとする。

4 前項の規定により資金運用部に  
歸属した負債のうち旧臨時資金調  
整法(昭和十二年法律第八十六号)  
第十條ノ四第一項及び第十條ノ五  
第一項に規定する証券並びに同法  
第十三條第一項に規定する貯蓄債  
券及び報國債券の発行に因る収入  
金並びにこれらの証券の買入償却  
金及び支拂未済の元本又は割増金  
(以下「債券収入金等」という。)  
で、臨時資金調整法の廃止に伴う  
措置に關する法律(昭和二十三年  
法律第二十一号)第四項の規定に  
より日本勧業銀行から大蔵省預金  
部に預入されていた資金は、同項  
の規定にかかわらず、この法律施  
行の日にその全額を拂いもどすも  
のとする。

5 日本勧業銀行は、前項の規定に  
より拂いもどしを受けた債券収入  
金等の資金及び同銀行がこの法律  
施行前に臨時資金調整法の廃止に  
伴う措置に關する法律第四項の規  
定により拂いもどしを受けた債券

収入金等の資金で同銀行が現に保有するもの(以下「債券収入金等の拂いもし金」という。)を管理しなければならぬ。

6 債券収入金等の拂いもし金の損益の計算の方法及び当該損益の帰属について必要な事項は、政令で定める。

7 前項に規定する事項を除く外、債券収入金等の拂いもし金の取扱について必要な事項は、大蔵大臣が定める。

8 第三項の規定により資金運用部の帰属した資産のうちに、第七條の規定により資金運用部資金を運用することができるもの以外のものがあるときは、その資産の保有については、同條第一項及び第二項の規定の適用については、資金運用部資金を金融債に運用したものとみなす。

9 この法律施行の際政府の特別会計の積立金の運用に係る有価証券及び貸付金(簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金に属する有価証券及び貸付金を除く)は、その帳簿価額により資金運用部に帰属するものとし、その帳簿価額に相当する金額の当該特別会計に属する資金が、資金運用部に預託されたものとする。この場合において、資金運用部に帰属した有価証券又は貸付金のうちに、第七條の規定により資金運用部資金を運用することができるもの以外のものがあるときは、前項の規定は、その有価証券の保有又は貸付金の貸付について準用する。

10 この法律施行の際簡易生命保険

及郵便年金特別会計の積立金に属する有価証券の保有並びにこの法律施行の際同特別会計の積立金に属する簡易生命保険法の規定に基づく保険契約者に対する貸付金及び郵便年金法の規定に基づく年金契約者、年金受取人又は年金継続受取人に対する貸付金以外の貸付金の貸付については、第二條第二項の規定は、適用しない。

11 簡易生命保険及郵便年金特別会計において、前項の規定により保有している有価証券又は貸し付けられている貸付金について償還を受けたときは、その都度、その償還を受けた金額を資金運用部に預託するものとする。

12 他の法令中「大蔵省預金部」とあるのは、「資金運用部」と読み替えるものとする。

13 貯蓄銀行法(大正十年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第九條第三項中「第一項を」前項」に改め、同條第二項を削る。

第十一條、第一項第九号中「若ハ大蔵省預金部」を削る。

14 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項第二号中「大蔵省預金部若ハ」を削る。

15 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第一項第二号中「大蔵省預金部若ハ」を削る。

16 普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業務の兼営等に関する法律

(昭和十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「第一項を」前項」に改め、同條第二項を削る。

17 大日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十七條中「大蔵省預金部其ノ他ヨリノ」を削る。

第十九條第二号中「大蔵省預金部」を「資金運用部」に預託」に改める。

第二十三條中「大蔵省預金部ヨリ借入金ヲ為ス場合其ノ他」を削る。

18 簡易生命保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 積立金の運用(第六十九條)」を削る。

第二條の次に次の一條を加える。

(保険金等の支拂の保証)  
第二條の二 政府は、簡易生命保険契約(以下「保険契約」という。)に基づく保険金等の支拂を保証する。

第五條中「簡易生命保険契約(以下「保険契約」という。)」を「保険契約」に改める。

第五章を削る。

19 郵便年金法の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 積立金の運用(第四十二條)」を削る。

第二條の次に次の一條を加える。

(郵便年金等の支拂の保証)  
第二條の二 政府は、郵便年金契約(以下「年金契約」という。)に

基く郵便年金等の支拂を保証する。

第五條第一項中「郵便年金契約(以下「年金契約」という。)」を「年金契約」に改める。

第四章を削る。

20 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「大蔵省預金部」の預金又は」を削る。

三月三日本委員会に左の事件を付託された

国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案

舎は、当該各号に掲げる者が設置するものとする。

一 郵政事業、電気通信事業その他事業を企業的に運営する政令で定める特別会計の負担において設置する宿舍 当該特別会計を管理する各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四條第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)

二 特定の官署に勤務する国家公務員のために一時に多数の宿舍を設置する必要がある場合その他大蔵大臣以外の者が宿舍を設置することを適当とする事情がある場合で大蔵大臣が指定する場合に設置する宿舍 当該宿舍の貸與を受ける国家公務員の所属する各省各庁の長

(宿舍の維持及び管理)

第八條の三 各省各庁の長は、第七條の規定による政令の定めるところに従い、宿舍の維持及び管理を行うものとする。

第十條中「左に掲げる国家公務員のために」の下に「予算の範囲内で」を加え、同條に次の一号を加える。

十二 警察予備隊本部長官

第十二條第一項中「政令で定める者のために」の下に「予算の範囲内で」を加える。

第十四條に次の一項を加える。

4 有料宿舍の貸與を受けた者が第十九條第一号又は第二号の規定に該当することとなつた場合においては、居住者は、これらの規定に該当することとなつた日から宿舍を明け渡す日までの期間の宿舍

を明け渡す日までの期間の宿舍

を明け渡す日までの期間の宿舍

を明け渡す日までの期間の宿舍

を明け渡す日までの期間の宿舍

を明け渡す日までの期間の宿舍

を明け渡す日までの期間の宿舍

を明け渡す日までの期間の宿舍

を明け渡す日までの期間の宿舍

の使用料を、毎月その月末までに、国に拂い込まなければならない。

第十八條の見出しを「費用及び使用料の所属区分」に改め、同條第一項中「それぞれ宿舍の貸與を受けた者の報酬を支弁する会計」を「当該宿舍の所属する会計」に改め、同條第二項中「特別会計」を「政令で定める特別会計」に改める。

#### 附則

- この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。
- 宿舍を、所属を異にする会計（郵政事業、電気通信事業その他事業を企業的に運営する政令で定める特別会計を除く。以下同じ。）の間において、所管換若しくは所屬替をし、又は所属を異にする会計をして使用させるときは、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十五條の規定にかかわらず、当分の間、当該会計間において無償として整理することができ

同日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

- 不正保有物資等特別措置特別会計計法等を廃止する法律案
- 郵便貯金特別会計法案
- 一、会計法の一部を改正する法律案

不正保有物資等特別措置特別会計法等を廃止する法律案

不正保有物資等特別措置特別会計計法等を廃止する法律

左に掲げる法律は、廃止する。

不正保有物資特別措置特別会計法（昭和二十三年法律第三十六号）

不正保有物資等の対価を登録国債で決済することに関する法律（昭和二十三年法律第三十五号）

#### 附則

- この法律中附則第二項の規定は、公布の日から、その他の規定は、昭和二十六年四月一日から、施行する。
- 政府は、旧不正保有物資等の対価を登録国債で決済することに関する法律（以下「旧法」という。）第四條第一項の規定により昭和二十六年三月三十一日までに発行された登録国債の償還金及び利子のうち、その支拂に必要な金額に相当する金額が昭和二十五年年度までに不正保有物資等特別措置特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられたもの以外のものを、旧不正保有物資等特別措置特別会計法（以下「旧特別会計法」という。）第六條第一項の規定にかかわらず、一般会計の負担とすることができ

- 不正保有物資等特別措置特別会計計において、昭和二十五年年度における歳入の収納済額から、同年度における歳出（一般会計への繰入金を除く。）の支出済額を控除して残余があるときは、当該残余額は、昭和二十五年年度の一般会計の歳入に繰り入れるものとする。
- 不正保有物資等特別措置特別会計の昭和二十四年度の決算については、なお従前の例により、同特別会計の昭和二十五年年度の収入支出及び同年度の決算について

は、旧特別会計法第七條の規定を除きなお従前の例による。

不正保有物資等特別措置特別会計の昭和二十五年年度の出納の完結の際同特別会計に属する資産及び負債は、一般会計に帰属するものとする。

旧法は、この法律施行前臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）に基く過剰物資等在庫活用規則（昭和二十三年総理府令、法務庁令、外務省令、大蔵省令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、通信省令、労働省令第二号。以下「規則」という。）第二條から第四條までの規定により政府が譲り受けた規則第一條に定める不正保有物資の対価で、この法律施行の際までにその決済を終らなかつたものの決済及びその決済のために交付する登録国債については、この法律施行後も、なお、その効力を有する。

- 前項の規定によりなおその効力を有する旧法第四條第一項の規定により発行する登録国債は、一般会計の負担とする。

郵便貯金特別会計法案

郵便貯金特別会計法

（設置）

第一條 郵便貯金の事業の健全な経営に資し、その経理を明確するため、特別会計を設置する。

（管理）

第二條 この会計は、郵政大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

（資産及び負債）

第三條 この会計の資産は、この会計において保有する現金、預託金 第十二條の規定による郵政事業特別会計の保有金及び未收金その他の債権とする。

この会計の負債は、郵便貯金の預かり金に係る債務その他の債務とする。

（郵便貯金事業の業務取扱費等の経理）

第四條 郵便貯金の事業の業務の取扱に關する諸費及び同事業の業務に必要な營繕費は、郵政事業特別会計の歳出として支出するものと

し、これに要する財源は、第二項に規定する収入及び予算の定めるところによりこの会計から郵政事業特別会計へ繰り入れる金額をもつて充てるものとする。

（歳入歳出）

第五條 この会計においては、資金運用部預託金の利子、第十四條第二項但書の規定による借入金及び附屬雑収入をもつてその歳入とし、郵便貯金の利子、前條第一項の規定による郵政事業特別会計への繰入金、第十四條第一項の規定による一時借入金の利子、同條第二項但書の規定による借入金の償還金及び利子並びに附屬諸費をもつてその歳出とする。

（歳入歳出予定計算書の作製及び送付）

第六條 郵政大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を

作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

前項の歳入歳出予定計算書には、左の書類を添附しなければならない。

一 前年度の貸借対照表及び損益計算書

二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書（歳入歳出予算の区分）

第七條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

（予算の作成及び提出）

第八條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

前項の予算には、第六條第一項に規定する歳入歳出予定計算書及び同條第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第九條 この会計において、毎会計年度における損益計算上利益を生じたときは、これを積立金に組み入れて整理するものとする。

この会計において、毎会計年度の損益計算上損失を生じたときは、その損失については、積立金を減額して整理するものとする。

但し、その損失の額が積立金の額を超過するときはその超過額を、積立金がないときはその損失の額を損失の繰越として整理するものとする。

（歳入歳出決定計算書の作製及び送付）

第十條 郵政大臣は、毎会計年度、

歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十一條 内閣は、毎会計年度、歳入歳出予算と同一の区分により、その会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前條第一項に規定する歳入歳出決定計算書並びに同條第二項に規定する貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

(郵便貯金の拂いもとし資金)

第十二條 郵政大臣は、郵便貯金の受入金、郵便貯金の日常の拂いもとし資金に充てるため必要と認める金額に限り、郵政事業特別会計に保有させることができる。

(郵便貯金の受入金の繰替使用)

第十三條 この会計において郵便貯金の利子の支拂上現金に不足があるときは、郵便貯金の受入金を繰替使用することができる。

2 前項の規定による繰替使用金は、当該年度において償還しなければならない。

(一時借入金及び借入金)

第十四條 この会計において、郵便貯金の利子以外の歳出の支拂上現金に不足があるときは、この会計

の負担において、一時借入金をすることができ。

2 前項の規定による一時借入金は、当該年度において償還しなければならない。但し、歳入不足のため償還できないときは、その償還することができない金額を限り、この会計の負担において借入金をすることができ。

(借入金及び一時借入金の事務)

第十五條 前條第一項及び第二項但書の規定による一時借入金及び借入金の借入及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。

(国債整理基金特別会計への繰入)

第十六條 第十四條第一項の規定による一時借入金の利子並びに同條第二項但書の規定による借入金の償還金及び利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(余剰金の預託)

第十七條 郵政大臣は、資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百九號)第二條第一項の規定により預託する場合を除く外、この会計の余剰金を資金運用部に預託することができる。

(実施規定)

第十八條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 政府は、この会計の毎会計年度の歳入が不足するときは、その不足を補てんするため、当分の間、

当該年度において、予算の定めるところにより、一般会計からこの会計に繰入金をすることができ。

3 前項の規定による繰入金については、後日この会計から、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

4 この法律施行の際における郵便貯金の歳入歳出予算部への預入金及び預入未済金並びに郵便貯金の預かり金に係る債権債務は、この会計に帰属するものとする。

5 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第百九號)の一部を次のように改正する。

第二條中「郵便貯金、郵便為替及び郵便振替貯金の事業」を「郵便為替及び郵便振替貯金の事業、郵便貯金」に改める。

6 郵政省設置法(昭和二十三年法律第百四十四號)の一部を次のように改正する。

第九條中第十六號を第二十一號とし、以下六號ずつ繰り下げ、第三號を第四號とし、以下第十五號までを一號ずつ繰り下げ、同條第二號の次に第三號として次の一號を加える。

三 郵便貯金特別会計の会計及び財務に関する法令及び手続を立案し、及び実施すること。

同條に第十七號から第二十一號までとして次の五號を加える。

十七 郵便貯金特別会計の決算をする。

十八 郵便貯金特別会計の収入及

び支出の測定及び出納をすること。

十九 郵便貯金特別会計制度に関する研究をすること。

二十 郵便貯金特別会計の原簿計算をすること。

二十一 郵便貯金及び郵便振替貯金の預かり金並びに郵便貯金特別会計の積立金及び余剰金を資金運用部に預託すること。

會計法の一部を改正する法律案會計法の一部を改正する法律案會計法(昭和二十二年法律第三十五號)の一部を次のように改正する。

第十九條中「国債の元利拂」の下に「及び国の保管に係る現金の利子の支拂」を加える。

第三十五條中「有価証券の取扱」の下に「及びその保管に係る現金の利子の支拂」を加える。

附則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

同日本委員会に左の事件を付託された

一、国内産砂糖の消費税廃止に関する請願(第七七九號)

一、嚴原港の開港維持に関する請願(第七九四號)

一、たばこ事業の民営移管反対に関する請願(第八七九號)

一、古書籍業者に対する課税適正化の陳情(第一六七七號)

一、寒冷地住民の所得税軽減に関する陳情(第一七三三號)

一、公務員の退職給與金免税に関する陳情(第一八五五號)

第七七九號 昭和二十六年二月十六日受理

国内産砂糖の消費税廃止に関する請願 請願者 鹿兒島県議會議長 増田 靜

紹介議員 島津 忠彦君

鹿兒島県の特産である黒砂糖に対し、現在百斤当り千八百円の砂糖消費税が課せられているため、生産農家一戸当り約五千円の負担となり、その上所得税としても課税される等生産者にとつて極めて過重な負担となつてゐるから、この際国内産砂糖の消費税を廃止せられたいとの請願。

第七九四號 昭和二十六年二月十九日受理

嚴原港の開港維持に関する請願 請願者 長崎県下県郡嚴原町長 崎県対馬支庁内 平原 浩哉外一名

紹介議員 藤野 繁雄君 秋山俊一郎君

嚴原港は、朝鮮動乱勃発後對韓貿易船の出入がと絶したため、関税法第九十九條により開港としての資格を失う運命にあるが、同港は地理的、經濟的に對韓貿易の根拠地として最も有利な地点にあるから、動乱平定後當然予想される對韓貿易を考慮して、嚴原港の開港維持に關し特別の措置を講ぜられたいとの請願。

第八七九號 昭和二十六年二月二十一日受理

たばこ事業の民営移管反対に関する請願 請願者 福島県郡山市堂前町七 六たばこ耕作組合連合 会長 宗像利吉

紹介議員 野田 卯一君

たばこ事業を民営に移すと、国の財政経済に深刻な影響を與えるばかりでなく、たばこ産地を混乱に陥れ、ひいては、農村経済を破壊することになるから、たばこ事業の民営に反対であることの請願。

第一六七号 昭和二十六年二月十九日受理

古書籍業者に対する課税適正化の陳情

陳情者 大阪市南区日本橋筋二ノ

五〇大阪府古書籍商業協同組合

理事長 松本政治

金詰り、その他最近のいちじるしい経済情勢の変化に伴い、古書籍の営業は年々窮迫しているが、とくに昨年来の状況はいちじるしく悪化し、転廃業者が続出している。しかも古書籍業者に対する課税は、営業の実体がは握されていないため、極めて不合理な課税となつて業者の営業に多大の負担を與えているから、古書籍業者に対する課税の適正化を図られたいとの陳情。

第一七三号 昭和二十六年二月二十日受理

寒冷地住民の所得税軽減に関する陳情

陳情者 北海道小樽市議會議長

岩谷靜衛

寒冷地方の住民は、自然的環境に支配されて基礎的生活消費指数が温暖地方のそれにくらべて極めて高率であるから、寒冷地住民の所得税につき一定限度以内の所得に対しては税率の引下げまたは基礎控除および勤労控除の額を引き上げるよう税法を改正せられたいとの陳情。

第一八五号 昭和二十六年二月二十日受理

公務員の退職給與金免税に関する陳情

陳情者 和歌山県議會議長 内田

安吉

退職給與金は、現行所得税法においては俸給、賞與等と同一視されその年度の他の給與所得と通算し課税されている。然しながらわが国の国民経済と国民家計の現況よりみれば、退職給與金は失業保険金の補足であり、次の生業を得るまでの生活必需資金的性格を有するものであるから、公務員の退職給與金に対しては現行所得税法を改正し、課税の対象より除外されたいとの陳情。

昭和二十六年三月十一日印刷

昭和二十六年三月十二日發行

参議院事務局

印刷者 印刷所